

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月30日
【発行者名】	ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A. (Mitsubishi UFJ Investor Services & Banking (Luxembourg) S.A.)
【代表者の役職氏名】	マネージング・ディレクター 鈴木 惣太
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通 り 287 - 289番 (287-289, route d'Arlon, L-1150 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治 弁護士 中野 恵太 弁護士 尾登 亮介
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集(売出)外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	MUGC GSケイマン・ファンド - GS CoCos & キャピタル証券ファンド (MUGC GS Cayman Fund - GS CoCos & Capital Securities Fund)

【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】

米ドル（毎月）クラス受益証券：

30億米ドル（約3,414億3,000万円）を上限とする。

米ドル（年２回）クラス受益証券：

30億米ドル（約3,414億3,000万円）を上限とする。

ユーロ（毎月）クラス受益証券：

30億ユーロ（約3,652億5,000万円）を上限とする。

ユーロ（年２回）クラス受益証券：

30億ユーロ（約3,652億5,000万円）を上限とする。

円（毎月）クラス受益証券：

3,000億円を上限とする。

円（年２回）クラス受益証券：

3,000億円を上限とする。

（注１）特段の記載がない限り、各外国通貨の円貨換算は、平成29年１月31日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝113.81円および１ユーロ＝121.75円による。

（注２）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

【縦覧に供する場所】

該当事項なし。

１【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成29年３月31日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により訂正および追加するため、また、サブ・ファンドの副投資顧問会社のうちの１つがゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドへ変更された他、記載事項のうち訂正すべき事項がありますのでこれを訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円貨換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

２【訂正箇所の内容】

（１）原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容＊と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報				
第 1 ファンドの状況				
1 ファンドの性格	() 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
(3) ファンドの仕組み				
管理会社の概況				
5 運用状況	(1) 投資状況	1 ファンドの運用状況	(1) 投資状況	更新
	(3) 運用実績		(2) 運用実績	追加 または 更新
	(4) 販売及び買戻しの実績	2 販売及び買戻しの実績		追加 または 更新
第 3 ファンドの経理状況		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報				
第 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
1 管理会社の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新
2 事業の内容及び営業の概況				
3 管理会社の経理状況		5 管理会社の経理の概況		更新
5 その他		4 管理会社の概況	(3) その他	更新

＊ 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。

[次へ](#)

１ ファンドの運用状況

MUGC GSケイマン・ファンド - GS CoCos & キャピタル証券ファンド（MUGC GS Cayman Fund - GS CoCos & Capital Securities Fund）（以下、「本サブ・ファンド」または「サブ・ファンド」といい、MUGC GSケイマン・ファンド（MUGC GS Cayman Fund）を「トラスト」という。）の運用状況は以下のとおりである。

（１）投資状況（資産別及び地域別の投資状況）

（平成29年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 （米ドル）	投資比率 （％）
投資信託	ルクセンブルグ	99,016,117.05	98.42
	アイルランド	233,325.71	0.23
現金・その他の資産（負債控除後）		1,360,322.29	1.35
合計 （純資産総額）		100,609,765.05 （約11,197百万円）	100.00

（注１）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（注２）各外国通貨の円貨換算は、平成29年４月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値である、１米ドル＝111.29円および１ユーロ＝120.85円による。以下同じ。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。以下同じ。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ Ｓ．Ｉ．Ｃ．Ａ．Ｖ． - ゴールドマン・サックス ＣｏＣｏ
 ｓ & キャピタル証券ポートフォリオ）

（平成29年４月末日現在）

資産の種類	国・地域名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
社債	イギリス	21,265,190.07	21.47
	アメリカ合衆国	20,278,046.84	20.47
	フランス	13,340,484.50	13.47
	オランダ	8,144,385.29	8.22
	スイス	6,395,806.62	6.46
	イタリア	3,724,620.08	3.76
	スペイン	3,646,586.93	3.68
	オーストラリア	3,063,643.43	3.09
	デンマーク	2,657,741.23	2.68
	ドイツ	2,173,102.15	2.19
	日本	2,017,985.10	2.04
	ベルギー	1,763,328.58	1.78
	カナダ	758,395.10	0.77
	スウェーデン	615,540.00	0.62
	アイルランド	594,279.53	0.60
	ノルウェー	479,038.05	0.48
	ケイマン諸島	324,054.00	0.33
投資信託	アイルランド	3,863,872.45	3.90
優先証券	アメリカ合衆国	2,366,525.71	2.39
現金・その他の資産（負債控除後）		1,588,446.89	1.60
合計 (純資産総額)		99,061,072.55 (約11,025百万円)	100.00

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

(２) 運用実績

純資産の推移

平成29年４月末日前一年間における各月末の純資産の推移は次のとおりである。

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成28年５月末日	51,586,725.77	5,741,086,711	9.22	1,026
６月末日	50,152,599.96	5,581,482,850	9.11	1,014
７月末日	50,852,640.43	5,659,390,353	9.32	1,037
８月末日	49,723,728.96	5,533,753,796	9.42	1,048
９月末日	50,518,562.35	5,622,210,804	9.33	1,038
10月末日	48,303,834.95	5,375,733,792	9.29	1,034
11月末日	42,982,688.47	4,783,543,400	9.04	1,006
12月末日	40,806,138.89	4,541,315,197	9.12	1,015
平成29年１月末日	40,861,107.10	4,547,432,609	9.15	1,018
２月末日	37,358,152.57	4,157,588,800	9.25	1,029
３月末日	33,508,067.48	3,729,112,830	9.24	1,028
４月末日	34,013,703.88	3,785,385,105	9.33	1,038

（注）本表には、取引を取引日翌日に反映するという原則に基づく数値が記載されており、取引日現在の処理に基づき作成される財務書類と比較した場合、数値が異なる場合がある。財務書類は取引日当日の取引を含むが、本表中に記載される数値は１日の遅れがあり計算期間の最終ファンド営業日当日に発生した取引を含んでいない。以下同じ。

<米ドル（年２回）クラス受益証券>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
平成28年５月末日	26,978,768.89	3,002,467,190	10.22	1,137
６月末日	24,569,001.79	2,734,284,209	10.14	1,128
７月末日	23,218,985.22	2,584,040,865	10.44	1,162
８月末日	23,161,101.48	2,577,598,984	10.60	1,180
９月末日	22,871,039.01	2,545,317,931	10.54	1,173
10月末日	21,860,860.23	2,432,895,135	10.55	1,174
11月末日	20,207,135.32	2,248,852,090	10.31	1,147
12月末日	18,644,805.58	2,074,980,413	10.45	1,163
平成29年１月末日	18,342,897.23	2,041,381,033	10.55	1,174
２月末日	19,591,526.70	2,180,341,006	10.72	1,193
３月末日	19,232,904.45	2,140,429,936	10.75	1,196
４月末日	19,160,820.76	2,132,407,742	10.92	1,215

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
平成28年５月末日	1,513,021.58	182,848,658	9.13	1,103
６月末日	1,646,461.18	198,974,834	9.01	1,089
７月末日	1,685,837.86	203,733,505	9.21	1,113
８月末日	1,702,773.83	205,780,217	9.30	1,124
９月末日	1,684,003.63	203,511,839	9.19	1,111
10月末日	1,676,695.27	202,628,623	9.14	1,105
11月末日	1,629,194.46	196,888,150	8.88	1,073
12月末日	1,483,112.63	179,234,161	8.93	1,079
平成29年１月末日	1,409,372.54	170,322,671	8.95	1,082
２月末日	1,424,869.74	172,195,508	9.04	1,092
３月末日	1,499,272.23	181,187,049	9.01	1,089
４月末日	1,808,868.77	218,601,791	9.10	1,100

<ユーロ（年２回）クラス受益証券>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	ユーロ	円	ユーロ	円
平成28年５月末日	2,911,210.84	351,819,830	10.13	1,224
６月末日	2,885,856.03	348,755,701	10.04	1,213
７月末日	2,818,740.37	340,644,774	10.32	1,247
８月末日	3,489,211.16	421,671,169	10.47	1,265
９月末日	3,580,745.85	432,733,136	10.40	1,257
10月末日	3,579,820.53	432,621,311	10.39	1,256
11月末日	2,064,327.88	249,474,024	10.14	1,225
12月末日	1,862,783.37	225,117,370	10.26	1,240
平成29年１月末日	1,876,083.75	226,724,721	10.34	1,250
２月末日	2,022,630.24	244,434,865	10.49	1,268
３月末日	2,073,079.14	250,531,614	10.51	1,270
４月末日	2,318,340.07	280,171,397	10.66	1,288

<円（毎月）クラス受益証券>

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	円	円
平成28年５月末日	3,077,707,379	9,132
６月末日	3,040,583,963	9,008
７月末日	3,071,191,393	9,218
８月末日	2,952,493,874	9,304
９月末日	3,133,013,456	9,199
10月末日	3,099,265,738	9,151
11月末日	3,042,865,225	8,888
12月末日	2,837,368,448	8,949
平成29年１月末日	2,631,616,243	8,964
２月末日	2,694,116,023	9,053
３月末日	2,290,018,653	9,022
４月末日	2,196,435,194	9,107

< 円（年２回）クラス受益証券 >

	純資産総額	１口当たり純資産価格
	円	円
平成28年５月末日	3,069,870,924	10,126
６月末日	2,901,335,155	10,038
７月末日	2,968,056,654	10,323
８月末日	2,739,244,023	10,470
９月末日	2,697,265,571	10,402
10月末日	2,684,308,450	10,400
11月末日	2,604,738,609	10,150
12月末日	2,651,431,941	10,272
平成29年１月末日	2,618,598,122	10,341
２月末日	2,589,126,432	10,496
３月末日	2,553,010,164	10,513
４月末日	2,590,188,760	10,666

分配の推移

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

	米ドル	円
平成28年 5 月	0.045	5
6 月	0.045	5
7 月	0.045	5
8 月	0.045	5
9 月	0.045	5
10月	0.045	5
11月	0.045	5
12月	0.045	5
平成29年 1 月	0.045	5
2 月	0.045	5
3 月	0.045	5
4 月	0.045	5

<米ドル（年２回）クラス受益証券>

	米ドル	円
平成28年 8 月	0.000	0
平成29年 2 月	0.000	0

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

	ユーロ	円
平成28年 5 月	0.045	5
6 月	0.045	5
7 月	0.045	5
8 月	0.045	5
9 月	0.045	5
10月	0.045	5
11月	0.045	5
12月	0.045	5
平成29年 1 月	0.045	5
2 月	0.045	5
3 月	0.045	5
4 月	0.045	5

<ユーロ（年２回）クラス受益証券>

	ユーロ	円
平成28年 8 月	0.000	0
平成29年 2 月	0.000	0

< 円（毎月）クラス受益証券 >

	円
平成28年 5 月	45
6 月	45
7 月	45
8 月	45
9 月	45
10月	45
11月	45
12月	45
平成29年 1 月	45
2 月	45
3 月	45
4 月	45

< 円（年２回）クラス受益証券 >

	円
平成28年 8 月	0
平成29年 2 月	0

収益率の推移

平成29年４月末日前一年間における収益率は以下の通りである。

収益率（％）（注）					
米ドル （毎月） クラス 受益証券	米ドル （年２回） クラス 受益証券	ユーロ （毎月） クラス 受益証券	ユーロ （年２回） クラス 受益証券	円 （毎月） クラス 受益証券	円 （年２回） クラス 受益証券
7.40	7.80	5.82	5.96	5.91	6.12

（注）収益率は以下の算式で算出されている。以下、同じ。

$$\text{収益率（％）} = (a - b) / b \times 100$$

a = 平成29年４月末日現在の１口当たり純資産価格（当該期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 平成28年４月末日現在の１口当たり純資産価格（分配落の額）

２ 販売及び買戻しの実績

平成29年４月末日前一年間における販売及び買戻しの実績、ならびに平成29年４月末日現在の発行済口数は以下の通りである。

<米ドル（毎月）クラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
904,137.339 (904,137.339)	3,006,462.958 (3,006,462.958)	3,644,466.438 (3,644,466.438)

（注１）（ ）の数は本邦における販売・買戻しおよび発行済口数である。以下同じ。

（注２）取引日当日の取引は取引日の翌日に反映されるため、各口数には取引日当日の取引は含まれていない。財務書類上の口数は取引日現在のすべての取引を含む。以下同じ。

<米ドル（年２回）クラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
199,918.953 (199,918.953)	1,308,769.345 (1,308,769.345)	1,755,388.837 (1,755,388.837)

<ユーロ（毎月）クラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
60,557.655 (60,557.655)	27,258.025 (27,258.025)	198,865.180 (198,865.180)

<ユーロ（年２回）クラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
123,136.931 (123,136.931)	188,828.215 (188,828.215)	217,477.382 (217,477.382)

<円（毎月）クラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
74,411.995 (74,411.995)	169,223.023 (169,223.023)	241,171.433 (241,171.433)

<円（年２回）クラス受益証券>

販売口数	買戻口数	発行済口数
3,893.832 (3,893.832)	83,492.781 (83,492.781)	242,848.919 (242,848.919)

(参考情報)

投資有価証券の主要銘柄(2017年4月末日現在)

〈投資信託〉

銘柄名	投資比率
Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs CoCos & Capital Securities Portfolio	98.42%

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考情報)

マスター・ファンド(ゴールドマン・サックス・ファンズ S.I.C.A.V. - ゴールドマン・サックス CoCos&キャピタル証券ポートフォリオ)

〈債券および優先証券〉

銘柄名	利率	投資比率
BANK OF AMERICA CORP	4.183%	2.14%
DIRECT LINE INSURANCE GR	9.250%	1.81%
CREDIT SUISSE GROUP AG	6.250%	1.78%
JPMORGAN CHASE & CO	4.250%	1.67%
UBS GROUP AG	7.000%	1.61%
LLOYDS BANKING GROUP PLC	7.000%	1.57%
UBS GROUP AG	6.875%	1.50%
WELLS FARGO & COMPANY	4.300%	1.43%
INTESA SANPAOLO SPA	5.017%	1.39%
JPMORGAN CHASE & CO	3.200%	1.39%

(注)投資比率とは、マスター・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同様です。

〈投資信託〉

銘柄名	投資比率
Goldman Sachs Funds, plc - Goldman Sachs US\$ LIQUID RESERVES FUND	3.90%

純資産総額および1口当たりの純資産価格の推移

*分配金込み純資産価格とは、1口当たりの純資産価格と、分配があった場合における分配金(税引き前)とを合計した金額です。





分配の推移 (1口当たり、税引前、2017年4月末日現在)

通貨クラス (表示通貨)	期間	第1会計年度	第2会計年度	第3会計年度	直近1年累計	設定来累計
米ドル(毎月)クラス		0.090	0.540	0.540	0.540	1.485
米ドル(年2回)クラス		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
ユーロ(毎月)クラス		0.090	0.540	0.540	0.540	1.485
ユーロ(年2回)クラス		0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
円(毎月)クラス		90	540	540	540	1,485
円(年2回)クラス		0	0	0	0	0

*適用状況によっては、分配金の金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

収益率の推移



- 2014年は設定日(6月10日)から年末まで、2017年は1月から4月末までの騰落率を表示しています。

なお、騰落率とは、以下の式により算出される数値をいいます。

$$\text{騰落率}(\%) = 100 \times (a - b) / b$$

a=暦年末の1口当たり純資産価格(分配金の合計額を加えた額)

b=当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格(分配額の前)

(ただし、2014年は設定日(2014年6月10日)の1口当たり純資産価格)

- ベンチマークは設定しておりません。

運用実績の記載に係る注記事項

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を保証または示唆するものではありません。

[次へ](#)

３ ファンドの経理状況

- a．サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、ケイマン諸島における法令および一般に認められた会計原則に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。サブ・ファンドの日本文の中間財務書類は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第76条第４項ただし書の規定に準拠して作成されている。
- b．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c．サブ・ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルで表示されている。日本文の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算額が併記されている。日本円への換算には、平成29年４月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.29円）が使用されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されているため、日本円に換算された金額は合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

ＧＳＣｏＣｏｓ & キャピタル証券ファンド

財政状態計算書（無監査）

2017年３月31日現在

	注記	2017年 3 月31日		2016年 9 月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
資産					
流動資産					
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産	3 (c) , 4	99,115,511	11,030,565	136,495,025	15,190,531
投資売却未収入金	2	-	-	81,374	9,056
申込受益証券未収入金	3 (g) , 8	207,716	23,117	8,471,074	942,746
その他の資産		1,829	204	373	42
現金および現金同等物	3 (d) , 12	1,511,602	168,226	1,654,030	184,077
資産合計		100,836,658	11,222,112	146,701,876	16,326,452
負債					
流動負債					
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債	3 (c) , 4	102,322	11,387	588,502	65,494
買戻受益証券未払金	3 (g) , 8	-	-	81,635	9,085
投資購入未払金	2	208,987	23,258	8,504,301	946,444
未払販売報酬	7 (d)	209,330	23,296	273,583	30,447
未払投資顧問報酬	7 (a)	208,958	23,255	268,087	29,835
未払弁護士報酬		23,917	2,662	-	-
未払監査報酬		19,659	2,188	38,593	4,295
未払管理報酬	7 (b)	16,407	1,826	18,763	2,088
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	7,936	883	13,578	1,511
未払代行協会員報酬	7 (g)	7,850	874	20,994	2,336
未払保管報酬	7 (f)	4,750	529	9,590	1,067
未払受託報酬	7 (e)	1,785	199	3,395	378
負債合計（買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産を除く）		811,901	90,356	9,821,021	1,092,981
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産		100,024,757	11,131,755	136,880,855	15,233,470

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

包括利益計算書（無監査）

2016年10月１日から2017年３月31日までの期間

	注記	2017年３月31日		2016年３月31日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
収益					
受取利息	3 (b)	2,078	231	15	2
受取配当金	3 (b)	421	47	-	-
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る実現純利得/(損失)：					
投資		2,932,003	326,303	570,867	63,532
外国通貨契約		(7,036,460)	(783,088)	3,196,936	355,787
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債に係る未実現利得/(損失)の純変動額：					
投資		(114,098)	(12,698)	(19,289)	(2,147)
外国通貨契約		881,159	98,064	170,093	18,930
純収益/(損失)		(3,334,897)	(371,141)	3,918,622	436,103
営業費用					
投資顧問報酬	7 (a)	458,321	51,007	586,277	65,247
販売報酬	7 (d)	458,321	51,007	586,277	65,247
弁護士報酬		37,894	4,217	32,903	3,662
管理報酬	7 (b)	30,305	3,373	37,530	4,177
管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	29,065	3,235	29,314	3,262
監査報酬		19,822	2,206	19,742	2,197
保管報酬	7 (f)	19,153	2,132	24,043	2,676
代行協会員報酬	7 (g)	17,187	1,913	21,985	2,447
受託報酬	7 (e)	5,729	638	7,329	816
その他の費用		373	42	596	66
営業費用合計		1,076,170	119,767	1,345,996	149,796
営業による純利益/(損失)		(4,411,067)	(490,908)	2,572,626	286,308
財務費用：					
参加受益者に対する分配金	3 (h), 10	2,049,260	228,062	2,540,173	282,696
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(6,460,327)	(718,970)	32,453	3,612

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産変動計算書（無監査）

2016年10月１日から2017年３月31日までの期間

	注記	2017年３月31日		2016年９月30日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期首残高		136,880,855	15,233,470	148,578,783	16,535,333
買戻可能参加受益証券の発行による収入合計	8	5,878,386	654,206	25,378,446	2,824,367
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支払合計	8	(36,274,157)	(4,036,951)	(47,221,130)	(5,255,240)
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(6,460,327)	(718,970)	10,144,756	1,129,010
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産期末残高		100,024,757	11,131,755	136,880,855	15,233,470

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

ＧＳＣｏＣｏｓ & キャピタル証券ファンド
 キャッシュ・フロー計算書（無監査）
 2016年10月１日から2017年３月31日までの期間

	注記	2017年 3 月31日		2016年 3 月31日	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
営業活動によるキャッシュ・フロー					
営業による買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の変動		(6,460,327)	(718,970)	32,453	3,612
調整：					
現金に係る為替差益/(差損)		(19,559)	(2,177)	(1,205)	(134)
参加受益者に対する分配金	3 (h) ,10	2,049,260	228,062	2,540,173	282,696
受取利息		(2,078)	(231)	(15)	(2)
受取配当金		(421)	(47)	-	-
合計		(4,433,125)	(493,362)	2,571,406	286,172
営業資産の純(増加)/減少：					
投資売却未収入金	2	81,374	9,056	2,543,663	283,084
その他の資産		(1,456)	(162)	(1,249)	(139)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産		37,379,514	4,159,966	14,206,665	1,581,060
営業負債の純増加/(減少)：					
投資購入未払金	2	(8,295,314)	(923,185)	(8,775,884)	(976,668)
未払弁護士報酬		23,917	2,662	12,298	1,369
その他の未払費用		-	-	(6,137)	(683)
未払受託報酬	7 (e)	(1,610)	(179)	1,234	137
未払管理報酬	7 (b)	(2,356)	(262)	(871)	(97)
未払保管報酬	7 (f)	(4,840)	(539)	6,955	774
未払管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬	7 (c)	(5,642)	(628)	4,936	549
未払代行協会員報酬	7 (g)	(13,144)	(1,463)	(57)	(6)
未払監査報酬		(18,934)	(2,107)	(18,851)	(2,098)
未払投資顧問報酬	7 (a)	(59,129)	(6,580)	(1,527)	(170)
未払販売報酬	7 (d)	(64,253)	(7,151)	(1,527)	(170)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債		(486,180)	(54,107)	(1,041)	(116)
営業活動による/(に使用された)キャッシュ		24,098,822	2,681,958	10,540,013	1,172,998
利息受取額		2,078	231	15	2
配当金受取額		421	47	-	-
営業活動による/(に使用された)正味キャッシュ		24,101,321	2,682,236	10,540,028	1,173,000

注記	2017年３月31日		2016年３月31日	
	(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
財務活動によるキャッシュ・フロー：				
買戻可能参加受益証券の発行による収入	14,141,744	1,573,835	12,964,282	1,442,795
買戻可能参加受益証券の買戻しによる支出	(36,355,792)	(4,046,036)	(20,967,149)	(2,333,434)
参加受益者に対する分配金	(2,049,260)	(228,062)	(2,540,173)	(282,696)
財務活動による/(に使用された)正味キャッシュ	(24,263,308)	(2,700,264)	(10,543,040)	(1,173,335)
現金に係る為替差益/(差損)	19,559	2,177	1,205	134
現金の純増加/(減少)	(142,428)	(15,851)	(1,807)	(201)
現金および現金同等物期首残高	1,654,030	184,077	51,814	5,766
現金および現金同等物期末残高	1,511,602	168,226	50,007	5,565

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

財務書類に対する注記（無監査）

2016年10月１日から2017年３月31日までの期間

１．組織

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド（以下「サブ・ファンド」という。）は、MUGC G S ケイマン・ファンド（以下「トラスト」という。）のサブ・ファンドである。トラストは、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」という。）およびルクセンブルク三菱ＵＦＪインベスターサービス銀行Ｓ．Ａ．（以下「管理会社」という。）が締結した、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）に基づく2010年２月10日付信託証書（補足または改訂されることがある。以下「信託証書」という。）により設定された、オープン・エンド型のアンブレラ型免税ユニット・トラストである。トラストは、ミューチュアル・ファンド法（改訂済）により規制されている。

サブ・ファンドの関連当事者であるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル（以下「G S A M I」という。）が、サブ・ファンドとの投資顧問契約（以下「投資顧問契約」という。）に従って、投資顧問を務めている。投資顧問会社は、サブ・ファンドの投資に関する日常業務の監督および監視の責任を負っている。

投資顧問会社は、いずれもゴールドマン・サックス・グループ・インク（以下「ゴールドマン・サックス」という。）の関連当事者である、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー（以下「G S A M」という。）およびゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド（以下「G S シンガポール」という。）（2017年４月１日付で、ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッドは、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーに代わり副投資顧問会社に任命された。）を、副投資顧問契約および副投資顧問・参加関連会社サービス契約（以下、併せて「副投資顧問契約」という。）に従って副投資顧問会社に任命している。副投資顧問契約に基づき、G S A M およびG S シンガポールは、サブ・ファンドに対し専門家としての投資の助言を継続的に提供し、サブ・ファンドの代わりにすべての取引を実行および管理する。G S A M およびG S シンガポールは、副投資顧問契約に基づき提供するサービスの対価として報酬を受け取る。

サブ・ファンドは、以下の日に運用を開始し、受益証券クラスを設定した。

受益証券クラス	運用開始日
米ドル（毎月）クラス	2014年６月10日
米ドル（年２回）クラス	2014年６月10日
ユーロ（毎月）クラス	2014年６月10日
ユーロ（年２回）クラス	2014年６月10日
円（毎月）クラス	2014年６月10日
円（年２回）クラス	2014年６月10日

財務書類は、サブ・ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル建で表示されている。投資顧問会社は、この通貨が、サブ・ファンドの基本的な取引、事象および状態の経済的効果を最も正確に示すと考えている。

２．投資目的

サブ・ファンド（以下「フィーダー・ファンド」という。）の投資目的は、ゴールドマン・サックス C o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ（以下「マスター・ファンド」という。）への投資を通じて、主に、銀行や保険会社を含む世界の金融機関およびその他の企業により発行される偶発資本証券

（Contingent Capital Securities）（すなわち、偶発転換社債（Contingent Convertible Securities）、以下「ＣｏＣｏｓ」という。）ならびに優先証券、永久劣後債および期限付劣後債（以下総称して「キャピタル証券」という。）で構成される分散ポートフォリオに投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。ＣｏＣｏｓに関連して、これらの種類のキャピタル証券には、金融機関の財務上の健全性を維持する目的で、特定のトリガー事由（自己資本比率が事前に定められた水準を下回るなど）が発生した場合に元本の全部または一部が削減される、あるいは株式に転換されるといった条項が付されている。

マスター・ファンドの投資目的は、主に、固定利付証券（投資適格と投資適格を下回るセクターの両方）、株式および／または株式関連証券および金融デリバティブ商品に投資することにより、インカム・ゲインおよびキャピタル・ゲインからなる魅力あるトータル・リターンを追求することである。

固定利付証券には、ルクセンブルグの法律およびマスター・ファンドの投資方針に基づいて適用される可能性のある制限に服することを条件として、あらゆる種類の債務証券および債券（固定金利および変動金利の債券、優先社債および劣後債（社債、ＣｏＣｏｓ、ディベンチャー、ノートおよびコマーシャル・ペーパーなど）、政府、政府機関および政府関連機関または中央銀行によって発行されたプレディ債およびその他の債券、転換債務証券および債券、アセット・バック証券、モーゲージ・バック証券、ローン担保証券、債務担保証券、優先証券、エマージング市場債券、政府および中央銀行によって発行された証券に関するリバース・レボ契約、ならびにローン・パーティシペーションおよび／またはローン・アサインメントを含むがこれらに限られない。）が含まれ得る。ただし、かかる商品は、短期金融市場で通常取引される短期金融商品と一致し、流動性を有し、かつ、適用法および規則に従って、いつでも正確に決定することができる価値を有するものとする。マスター・ファンドはその資産の20％超をモーゲージ・バック証券およびアセット・バック証券に投資することができる。

株式には、株式および／または株式に関連する譲渡性のある証券（普通株式、ワラントならびに株式、米国預託証券（ＡＤＲ）、欧州預託証券（ＥＤＲ）および海外株式預託証券（ＧＤＲ）を取得するその他の権利を含む。）を含むことがあるがこれらに限定されない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの投資顧問会社は同一である。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドへの投資を通じて、金融機関以外の企業が発行した普通社債、優先証券、劣後債およびＣｏＣｏｓへの投資を実質的に行うことがある。キャピタル証券およびＣｏＣｏｓに対するマスター・ファンドの投資水準は、投資状況およびその他の要因により大幅に引き下げられる可能性がある。

サブ・ファンドの投資目的が達成される、またはサブ・ファンドのポートフォリオのデザインおよびリスク管理またはヘッジ戦略が成功するという保証はない。

マスター・ファンドとフィーダー・ファンドの重要な会計方針は統一されている。

フィーダー・ファンドは、2017年3月31日現在、マスター・ファンドの純資産の99.95%、2016年9月30日現在、マスター・ファンドの純資産の99.97%を保有している。マスター・ファンドは、ルクセンブルグにおいて2010年12月17日法のパート 1 に基づき登録されている投資法人であるゴールドマン・サックス・ファンズＳＩＣＡＶ（以下「法人」という。）のサブ・ファンドである。

フィーダー・ファンドは、マスター・ファンドを唯一の投資対象としている。2017年3月31日に終了した期間において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込総額および買戻し総額は、それぞれ8,316,275米ドルおよび49,351,063米ドルであった。2017年3月31日現在、払込義務はなく、サブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を208,987米ドル有していた。2016年9月30日終了年度において、フィーダー・ファンドがマスター・ファンドに対して行った払込および買戻しの総額は、それぞれ36,339,958米ドルおよび54,826,933米ドルであった。2016年9月30日現在、払込義務はなく、またサブ・ファンドは、マスター・ファンドに対する未決済の購入に関する未払金を8,504,301米ドルとマスター・ファンドに対する未決済の売却に関する未収金を81,374米ドル有していた。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの買戻可能参加受益証券を購入することにより、マスター・ファンドに対して投資を行っている。マスター・ファンドは、営業日であれば常時、当該受益証券の買戻しに応じている。

マスター・ファンドのポートフォリオの公正価値が変動し、これに応じてマスター・ファンドの公正価値が変動することにより、サブ・ファンドに損失が生じる可能性がある。

３．重要な会計方針の要約

(a) 財務書類

財務書類の作成の基礎

当財務書類は、国際財務報告基準（以下「ＩＦＲＳ」という。）に従って作成されている。当財務書類は、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ商品を含む。）の再評価により修正された取得原価主義に基づき作成されている。財務書類の作成には、財務書類および添付の注記の報告金額に影響を与える可能性がある経営者による一定の見積りおよび仮定が要求される。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性がある。

・サブ・ファンドが早期適用した新規の基準、修正および解釈指針

サブ・ファンドが早期適用した基準、修正または解釈指針はなかった。

・2016年１月１日以後開始する会計期間から発効し、サブ・ファンドが適用している新規の基準、修正および解釈指針

サブ・ファンドが適用している基準、修正または現行基準の解釈指針はなかった。

・公表済であるが、未発効かつサブ・ファンドが早期適用していない新規の基準、修正および解釈指針

2018年１月１日以後開始する会計期間から適用されるＩＦＲＳ第９号「金融商品」は、企業が金融資産および金融負債（一部の混合契約を含む。）を分類および測定する方法を明記している。当該基準は、国際会計基準第39号（以下「ＩＡＳ第39号」という。）の要求事項と比較して、金融資産の分類および測定のアプローチを改善し簡素化している。金融負債の分類および測定に関するＩＡＳ第39号における要求事項の大部分は変更されずに引き継がれた。当該基準は、金融資産の分類について一貫したアプローチを適用しており、それぞれ独自の分類基準を有していたＩＡＳ第39号における金融商品の区分の多くを置き換えている。経営者は、現在、ＩＦＲＳ第９号の適用がサブ・ファンドに及ぼすと見込まれる影響を評価している。

サブ・ファンドに対して重要な影響を及ぼすと見込まれる未発効のその他の基準、解釈指針または現行基準の修正はない。

(b) 投資取引、関連する投資収益および営業費用

サブ・ファンドは、その投資取引を取引日基準で計上している。実現利得および損失は先入先出法（ＦＩＦＯ）に基づいている。受取配当金および支払配当金は、配当落ち日に計上され、また、受取利息および支払利息は投資の存続期間にわたり発生主義で計上される。発生時に計上される当座借越費用（該当がある場合）は、支払利息に含まれる。受取利息は、市場割引、当初発行時割引の償却およびプレミアム償却を含み、基礎となる投資の存続期間にわたり収益に計上される。受取利息および受取配当金は、源泉徴収税（課税される場合）控除前の総額ベースで包括利益計算書に認識および表示される。費用の払戻し（該当がある場合）は包括利益計算書に表示される。

営業費用および設立費用は、発生主義で認識される。

取引費用は、発生時に包括利益計算書に認識される。

サブ・ファンドは、募集および設立費用、ならびに受益証券の募集および販売に関連して生じた当初の費用および継続的な費用（印刷費、マーケティング費、弁護士報酬、申込契約およびその関連書類のレビューに関連して発生した費用、ならびにサブ・ファンド、管理会社、受託会社、投資顧問会社、グローバル販売会社および管理事務代行会社のその他の費用を含む。）も負担する予定である。サブ・ファンドの募集および設立費用（該当がある場合）は、2017年３月31日および2016年３月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

組成された企業とは、誰が企業を支配しているのかの決定に際して、議決権または類似の権利が決定的な要因とならないように設計された企業（例えば、あらゆる議決権が管理業務のみに関係しており、その関連性のある活動が契約上の取決めによって指図される場合など）である。組成された企業は、次の特徴または属性の一部または全部を有していることが多い。(a)制限された活動、(b)狭く十分に明確化された目的（例えば、組成された企業の資産に関連するリスクと経済価値を投資者に渡すことによる投資者への投資機会の提供など）、(c)組成された企業が劣後的な財務的支援なしに活動資金を調達するには不十分な資本、(d)信用リスクまたはその他のリスクの集中（トランシェ）を生み出す、投資者への複数の契約上関連した金融商品の形での資金調達。

マスター・ファンドは、受益者の選択でプット可能な買戻可能受益証券を発行することによりその営業活動の資金を調達し、受益者に各サブ・ファンドの純資産の比例持分に対する権利を与えている。サブ・ファンドはマスター・ファンドの買戻可能受益証券を保有している。

マスター・ファンドの持分から生じる損失に対するサブ・ファンドの最大エクスポージャーは、マスター・ファンドに対する投資の公正価値総額に相当する。

サブ・ファンドがマスター・ファンドの持分を売却すると、サブ・ファンドのマスター・ファンドによるリスクはなくなる。

2017年３月31日および2016年９月30日現在、マスター・ファンドの純資産額は、それぞれ97,741,613米ドルおよび135,949,529米ドルであった。

(c) 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

分類

サブ・ファンドは、すべての有価証券およびデリバティブ投資を、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債の区分に指定している。これらの金融資産および金融負債はトレーディング目的保有またはヘッジ目的に分類される。トレーディング目的保有の金融資産または金融負債は、主に短期間での売却または買戻しを目的として取得または引き受けられるものである。デリバティブもトレーディング目的保有またはヘッジ目的の金融資産または金融負債に分類される。

公正価値で測定されない金融資産には、ブローカーに対する一定の債権、申込受益証券未収入金および未収入金が含まれる。公正価値で測定されない金融負債には、ブローカーに対する一定の債務、買戻受益証券未払金、未払金および買戻可能参加受益証券から生じた金融負債が含まれる。

認識および認識の中止

サブ・ファンドは、金融資産および金融負債を、当該投資の契約条項の当事者となった日に認識する。金融資産および金融負債の購入および売却は、取引日基準により認識される。金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、取引日から包括利益計算書に計上される。

投資からのキャッシュ・フローを受け取る権利が消滅した場合、またはサブ・ファンドが所有に係るリスクと経済価値のほぼすべてを移転した場合、金融資産の認識は中止される。

公正価値測定の原則

公正価値で測定される金融資産および金融負債は、ＩＡＳ第39号およびＩＦＲＳ第13号に従って評価される。金融資産および金融負債は、取引価格（公正価値）で当初計上され、その後、当初認識後の公正価値で測定される。公正価値で測定される金融資産または金融負債の公正価値の変動から生じる利得および損失は、発生した期間に包括利益計算書において表示される。

債権として分類される金融資産は、減損損失（存在する場合）控除後の原価で計上される。金融負債は、純損益を通じて公正価値で測定されるものを除き、原価で測定される。サブ・ファンドが発行した買戻可能受益証券から発生した金融負債は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産（以下「純資産」という。）の残余金額に対する受益者の権利を示す買戻金額で計上される。

公正価値とは、測定日時点で、市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却するために受け取るであろう価格または負債を移転するために支払うであろう価格をいう。活発な市場で取引される金融資産および金融負債（公開市場で取引されているデリバティブおよび売買目的有価証券等）の公正価値は、期末日の取引終了時点の市場相場価格に基づいている。

すべての有価証券およびデリバティブの公正価値は、以下の方針に従って決定される。

（１）債券

社債および国債から構成される債券は、ディーラーが提供する相場に基づき、または第三者の価格決定サービスを使用して評価される。

（２）取引所に上場されている資産および負債

普通株式および短期投資で構成される取引所で取引される金融投資の公正価値は、見積将来取引費用を控除しない期末日現在の市場相場価格に基づく。

（３）短期金融市場投資

短期金融市場投資は、公正価値に近似する償却原価で評価される。

（４）集団投資スキームに対する持分

集団投資スキームを含むオープン・エンド型投資ファンドに対する投資の公正価値は、それぞれの募集要項で概説されている該当ファンドの評価方針に従い、ファンドの管理事務代行会社が提供した、公表された受益証券１口当たり純資産価格に基づく。

（５）デリバティブ

デリバティブは、基礎となる商品、指数基準金利またはこれらの要素の組み合わせからその公正価値が派生する商品である。デリバティブ商品には、店頭（ＯＴＣ）デリバティブと呼ばれる個々に交渉される契約の場合、またはデリバティブ商品が取引所に上場され取引されている場合がある。デリバティブ契約は、特定の日に特定の条件で金融商品またはコモディティを購入または売却

する、あるいは想定元本または契約上の金額に基づき金利の支払いの流れまたは通貨を交換する、将来のコミットメントを含む場合がある。

デリバティブ契約は、公正価値で表示され、財政状態計算書において金融資産および金融負債として認識される。公正価値の変動により生じる利得および損失は、未実現利得/(損失)の変動の構成要素として包括利益計算書に反映される。実現利得または損失は、満期時または毎期のキャッシュ・フローの支払時に計上される。

(5 a) 為替予約

為替予約においては、サブ・ファンドは、将来期日に所定の価格で、別の通貨と引き換えに定められた量のある通貨を受け取るまたは提供することに同意している。同一の想定元本、決済日、取引相手先および純額決済権を有する為替予約の買建と売建は、通常相殺され(その結果、当該取引相手先との正味外貨ポジションはゼロになる。)、取引日に実現利得または損失が認識される。ノン・デリバブル・フォワード為替予約は外貨の受渡しを伴わず、取引相手先と現金で決済される。

為替予約の公正価値は、該当する通貨が取引される主要通貨市場の営業終了時点で影響を受ける可能性がある、想定元本、通貨および満期が同一の新規の為替予約の価格に基づいている。その結果生じるすべての未実現利得および損失は包括利益計算書に計上される。

(6) すべての有価証券およびデリバティブ

市場相場価格が第三者の価格決定サービスもしくはディーラーから入手可能でない場合、または相場が非常に不正確と考えられる場合、投資の公正価値は評価手法を使用して決定される。評価手法には、最近の市場取引の使用、実質的に同一である別の投資の最新の公正価値の参照、割引キャッシュ・フロー分析、または実際の市場取引において得られた信頼できる見積価格を提供するその他の手法が含まれる。

このような有価証券およびデリバティブは、評価者によって決定される実現可能価額で評価されなければならない。2017年3月31日に終了した期間および2016年9月30日終了年度における評価者は、ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー・エルエルシー(旧:ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニー)であり、評価業務は投資運用部門(IMD)のコントローラーにより実施された。

投資は、一定の見積りおよび仮定の使用を要求する一般に公正妥当と認められる会計原則に従って評価される。これらの見積りおよび仮定は、入手可能な最良の情報に基づいているが、実際の結果はこれらの見積りと大きく異なることがある。

2017年3月31日に終了した期間および2016年9月30日終了年度において、公正価値を決定するために評価者が利用された有価証券はない。

公正価値ヒエラルキーのレベル間の振替

公正価値ヒエラルキーのレベル間で振替がある場合は、報告期間の期首に発生したものとみなされる。

(d) 現金および現金同等物

現金および現金同等物(一定額の現金に容易に換金可能で、価値変動リスクに重要性がない流動性の高い短期投資)は、定期預金および譲渡性預金を含み、公正価値に近似している償却原価で評価される。

譲渡性預金および定期預金は、短期で流動性が高く一定額の現金に容易に換金可能であり、価値変動リスクに重要性がないため、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産から現金および現金同等物に組み替えられた。

(e) ブローカーに対する債権/債務

ブローカーに対する債権は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先から受け取る現金および証拠金からなる。ブローカー／銀行に対する債務は、主としてサブ・ファンドの清算ブローカーおよび様々な取引相手先に支払う現金および証拠金からなる。ブローカーに対する債権／債務残高は取得原価で評価される。ブローカーに対する債権額およびブローカーに対する債務額は、サブ・ファンドのブローカー勘定において現金で決済される金額を表している。これらの残高は、清算機関とのスワップおよび先物取引に係る担保として保有する現金およびサブ・ファンドの先物決済業者に対して現金で支払う先物取引の証拠金に関連している。

証拠金額はブローカーに対する債権／債務に含まれる。ブローカーに対する債権／債務がある場合は、2017年3月31日および2016年9月30日現在の財政状態計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 外貨換算

外貨建取引は、取引日現在の実勢外国為替レートで換算される。外貨建のサブ・ファンドの資産および負債は、期末日現在の実勢外国為替レートでサブ・ファンドの機能通貨に換算される。

換算により生じた外貨換算差額ならびに資産および負債の処分または決済に係る実現利得および損失は、包括利益計算書に認識される。純損益を通じて公正価値で測定される投資に関連する外貨換算利得または損失、および貨幣性項目(現金を含む。)に関連するその他のすべての外貨換算利得または損失は、包括利益計算書において投資に係る実現純利得/(損失)または投資に係る未実現利得/(損失)の純変動額に反映される。

(g) 買戻可能受益証券

サブ・ファンドによって発行されたすべての買戻可能参加受益証券は、買戻日現在のサブ・ファンドの純資産に対する受益者の持分に比例する価値での現金による買戻しを求める権利を受益者に付与している。IAS第32号に従って、同一の特徴を有していない買戻可能参加受益証券は、財政状態計算書において買戻金額の価値で金融負債として分類されている。サブ・ファンドは、募集要項に従って受益証券を買戻す契約上の義務がある。

(h) 買戻可能受益証券の受益者に対する支払分配金

買戻可能参加受益証券の受益者に対して提案された分配金は、正式に承認され、投資顧問会社の裁量下ではなくなった時点で包括利益計算書に認識される。サブ・ファンドのプッタブル金融商品は負債として分類されるため、分配金は包括利益計算書において財務費用として認識される。

4. 純損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債

IFRS第13号の修正に基づく公正価値ヒエラルキーの3つのレベルは、以下の通りである。

- レベル1 - 同一の、制限のない資産または負債について、測定日現在入手可能な活発な市場における無調整の相場価格
- レベル2 - 活発でない市場における相場価格または重要なインプットが直接的もしくは間接的に観察可能な金融商品(類似する有価証券の相場価格、金利、外国為替レート、ボラティリティおよび信用スプレッドを含むがこれらに限定されない。)。これには、公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。
- レベル3 - 重要な観察可能でないインプット(公正価値測定の決定における評価者の仮定を含む。)が必要な価格または評価

公正価値測定が全体として区分される公正価値ヒエラルキーのレベルは、当該公正価値測定が全体として重要な最も低いレベルのインプットに基づいて決定されなければならない。この目的上、インプットの重要性は、公正価値測定全体に照らして評価される。公正価値測定が観察可能でないインプットに基づく重要な調整を必要とする観察可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3の測定である。公正

価値測定全体にとっての特定のインプットの重要性の評価は、資産または負債に固有の要因を考慮して判断することが必要である。

2017年３月31日および2016年９月30日現在、純損益を通じて公正価値で測定される金融資産には、基礎となるファンドに対する投資が含まれており、上記の会計方針に従い公正価値で測定されている。基礎となるファンドの受益証券は、公に取引されていない。このため、投資元のファンドから請求された場合に限り買戻しが行われ、また買戻しには募集要項に定められた所定の通知期間を設けなければならない。その結果、基礎となるファンドの帳簿価額は、買戻時に最終的に実現する価値を必ずしも表していない。

基礎となるファンドに対する投資の公正価値は、主に、基礎となるファンドの管理事務代行会社からの報告による入手可能な直近の買戻価格に基づいている。投資元のファンドは、基礎となるファンドに対する持分またはその基礎となる投資の流動性、提供された純資産額の評価日および買戻に係る制約を考慮した上で、公正価値に対して修正を行う場合がある。

以下の表は、前述の３つのレベルに分析された、公正価値で認識された金融資産および金融負債を表している。

公正価値で測定される金融資産

2017年３月31日現在

2017年３月31日現在の公正価値測定

	レベル１ (米ドル)	レベル２ (米ドル)	レベル３ (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	98,156,145	-	-	98,156,145
為替予約	-	959,366	-	959,366
合計	98,156,145	959,366	-	99,115,511

公正価値で測定される金融負債

2017年３月31日現在

2017年３月31日現在の公正価値測定

	レベル１ (米ドル)	レベル２ (米ドル)	レベル３ (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	-	102,322	-	102,322
合計	-	102,322	-	102,322

公正価値で測定される金融資産

2016年９月30日現在

2016年９月30日現在の公正価値測定

	レベル１ (米ドル)	レベル２ (米ドル)	レベル３ (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
投資ファンド	135,911,079	-	-	135,911,079
為替予約	-	583,946	-	583,946
合計	135,911,079	583,946	-	136,495,025

公正価値で測定される金融負債

2016年９月30日現在

2016年９月30日現在の公正価値測定

	レベル１ (米ドル)	レベル２ (米ドル)	レベル３ (米ドル)	合計 (米ドル)
純損益を通じて公正価値で測定される金融負債				
為替予約	-	588,502	-	588,502
合計	-	588,502	-	588,502

2017年３月31日に終了した期間および2016年９月30日終了年度において、公正価値で計上された金融資産および金融負債について、公正価値ヒエラルキーのレベル１、レベル２およびレベル３の間での振替はなかった。

公正価値で測定されていない財政状態計算書に含まれるその他の資産および負債の帳簿価額は、公正価値に近似しており、レベル２のインプットを使用して決定されている。

５．金融資産と金融負債の相殺

デリバティブ

サブ・ファンドは、契約上の権利をより明確にし、サブ・ファンドが取引相手先リスクを最小化するために有用な権利を確保するために、デリバティブ契約の相手先と国際スワップ・デリバティブ協会のマスター契約（以下「ＩＳＤＡマスター契約」という。）またはこれに類似する契約を締結する場合がある。ＩＳＤＡマスター契約は、外国為替契約を含む店頭デリバティブを規定するもので、典型的には特に、債務不履行および／または終了事象が生じた場合の担保差入条件および相殺条項を含むサブ・ファンドと取引相手先との間の双務契約である。ＩＳＤＡマスター契約の条項は、取引相手先の倒産または支払不能を含む債務不履行または類似事象が生じた場合に相殺額を一括清算すること（クローズアウト・ネットिंग）を通常認めている。

担保および証拠金の要件は、上場デリバティブと店頭デリバティブで異なっている。上場デリバティブおよび中央清算されるデリバティブ（金融先物契約、オプションおよび中央清算スワップ）については、これらの種類の金融商品を規定する契約に従って、証拠金の要件がブローカーまたは清算機関によって設定される。ブローカーは、一定の状況下で最低金額を超える証拠金を求めることができる。店頭デリバティブ（外国為替契約、オプションおよび一定のスワップ）の場合、担保条件は契約により異なる。ＩＳＤＡマスター契約に基づき取引されるデリバティブの場合、担保の要件は、通常、この契約に基づく各取引の時価を相殺し、当該金額をサブ・ファンドおよび取引相手先が現在差し入れている担保の価値と比較することにより計算される。さらに、サブ・ファンドは当初証拠金の形態で取引相手先に追加担保の差し入れを要求される場合があり、この条件の概要は店頭取引の確認書に記載されている。

財務報告目的上、サブ・ファンドの債務を担保するために差し入れられた現金担保および取引相手先から受け取った現金担保がある場合には、ブローカーに対する債権／債務として財政状態計算書上で区分して報告される。サブ・ファンドが差し入れた現金以外の担保がある場合は、投資明細表に記載される。通常、取引先からの受入担保または取引先に対する差入担保の金額は、取引の履行が求められる前に最低取引金額基準を超過していなければならない。契約上またはそれ以外の理由で、取引相手先に対するサブ・ファンドの債権金額が完全に担保されていない金額の範囲で、サブ・ファンドは、取引相手先の債務不履行による損失リスクを負担する。サブ・ファンドは、財政状態が良好であると考えられる取引相手先とのみ契約を締結し、これらの取引相手先の財政状態の安定性を監視することにより、取引相手先リスクの軽減に努めている。

さらに、資産と負債の相殺および差入担保と受入担保の相殺は、ＩＳＤＡマスター契約または類似の契約における相殺に係る契約条項に基づいている。しかし、取引相手先の債務不履行または支払不能が生じた場合、裁判所は、特定の管轄区域の破産または支払不能に関する法律に基づく相殺権の強制に対する制限または禁止により、このような権利に法的強制力がないと決定することができる。

以下の表は、2017年３月31日に終了した期間および2016年９月30日終了年度において強制可能なマスター・ネットリング契約または類似の契約の対象となるサブ・ファンドのデリバティブ金融商品に係る正味エクスポージャーを示している。

2017年３月31日

取引相手先	デリバティブ資産 ⁽¹⁾	デリバティブ負債 ⁽¹⁾	正味 デリバティブ 資産(負債)	(受入)差入 担保 ⁽¹⁾	純額 ⁽²⁾
	先渡*	先渡*			
バンク・オブ・アメリカ・エヌエイ	301,203	(241)	300,962	-	300,962
シティバンク	-	(2,338)	(2,338)	-	(2,338)
ドイツ・バンク・エイジー	15,064	(90,186)	(75,122)	-	(75,122)
H S B C バンク・ビーエルシー	302,002	(623)	301,379	-	301,379
モルガン・スタンレー	326,095	(2,799)	323,296	-	323,296
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	15,002	(6,135)	8,867	-	8,867
合計	959,366	(102,322)	857,044	-	857,044

(1) 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

(2) 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味(債務)債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

* 投資明細表の為替予約は、各カウンターパーティとの決済日毎の契約額純額に基づいて表示されており、資産および負債の総額と結びつかない可能性がある。

2016年９月30日

取引相手先	デリバティブ資産 ⁽¹⁾	デリバティブ負債 ⁽¹⁾	正味 デリバティブ 資産(負債)	(受入)差入 担保 ⁽¹⁾	純額 ⁽²⁾
	先渡*	先渡*			
バンク・オブ・アメリカ・エヌエイ	201,798	(164,281)	37,517	-	37,517
シティバンク	10,783	(3,916)	6,867	-	6,867
J P モルガン・チェース・アンド・カンパニー	559	(16,850)	(16,291)	-	(16,291)
メリルリンチ	797	(782)	15	-	15
モルガン・スタンレー	183,574	(164,533)	19,041	-	19,041
ロイヤル・バンク・オブ・カナダ	10,485	(37,861)	(27,376)	-	(27,376)
ロイヤル・バンク・オブ・スコットランド・ビーエルシー	165,714	(196,014)	(30,300)	-	(30,300)
ウェストバック・バンキング・コーポレーション	10,236	(4,265)	5,971	-	5,971
合計	583,946	(588,502)	(4,556)	-	(4,556)

(1) 相殺可能であるが、財政状態計算書において純額表示されなかった総額。

(2) 純額は、債務不履行が生じた場合の、契約に従った契約上の相殺権に基づく取引相手先に対する正味(債務)債権額を表している。純額は、担保超過額を含んでいない。

* 投資明細表の為替予約は、各カウンターパーティとの決済日毎の契約額純額に基づいて表示されており、資産および負債の総額と結びつかない可能性がある。

６．税金

ケイマン諸島において、現在、法人税、所得税、キャピタル・ゲイン税、利益税またはサブ・ファンドの利益に適用されるその他の税金はない。また、ケイマン諸島には、贈与税、遺産税または相続税もない。受託会社は、信託法（改訂済）第81条に従って、ケイマン諸島で今後制定される以下の法律、すなわち収益または資本資産、資本利得（キャピタル・ゲイン）もしくは資本増価益に対する税金（taxes or duty）、または遺産税もしくは相続税の性質の税金を課すいかなる法律も、マスター・トラストの設定日から50年間は、サブ・ファンドを構成する資産もしくはサブ・ファンドのもとで生じた収益に対して、または当該資産もしくは収益に関して受託会社もしくは受益者に対して適用されない旨の保証を求めて、ケイマン諸島の内閣長官に申請し当該保証を取得した。ただし、いずれかの期間にケイマン諸島に居住している、または住所を有している受益者（公益信託または権利の対象となる者、あるいはケイマン諸島で設立された免税または通常の非居住者である法人を除く）は、かかる保証が一切付されず、信託法の該当する項が、ケイマン諸島に居住する、または住所を有する受益者を信託法において定める税金を課す法律から免除することはないものとして、かかる期間にすべての税金を負う責任を有する。

サブ・ファンドは、ケイマン諸島以外の国々に拠点を置く事業体が発行する有価証券に対して投資している。これら国外の多くの国々には、サブ・ファンドのような非居住者にキャピタル・ゲイン税が適用される可能性があることを示す税法が存在する。これらのキャピタル・ゲイン税は、一般的に申告納税方式での算定が求められるため、サブ・ファンドのブローカーから源泉徴収方式で控除されない場合がある。

IAS第12号「法人所得税」に従って、関連する税務当局がすべての事実および状況を熟知していると仮定した場合に、外国の税法が同国を源泉とするサブ・ファンドのキャピタル・ゲインに対して税金負債の評価を求める可能性が高い場合には、サブ・ファンドは税金負債を認識する必要がある。

また、税金負債は、報告期間の末日において制定されまたは実質的に制定されている税法および税率を使用して、関連する税務当局に納付されると予想される額で算定される。制定された税法をオフショアの投資ファンドに適用する方法が不明確な場合もある。これにより、サブ・ファンドによって最終的に税金負債が支払われるか否か不確実性が生じる。このため、不確実な税金負債を測定する際に、経営者は、支払可能性に影響を及ぼしうる、その時点で入手可能なすべての事実および状況（関連する税務当局の公式または非公式の慣行を含む。）を考慮する。

2017年３月31日に終了した期間および2016年９月30日終了年度において、サブ・ファンドは外国のキャピタル・ゲイン税に関する不確実な税金負債ならびに関連する利息および罰金をゼロと測定した。これは経営者の最善の見積りを表しているが、依然として外国の税務当局がサブ・ファンドが獲得したキャピタル・ゲインに対する税金を徴収しようとするリスクがある。これは事前通告なく、遡及的に行われる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失をもたらす可能性がある。

７．重要な契約および関連当事者

(a) 投資顧問会社および副投資顧問会社報酬

投資顧問契約の条件に基づき、受託会社は、該当する四半期末の最終営業日に決定されるサブ・ファンドの平均純資産額（該当する歴四半期の申込み、買戻しおよび分配調整後）の0.80%に相当する金額を四半期報酬（毎日発生し、四半期毎に算定され、後払いされる。）として、サブ・ファンドの資産から投資顧問会社に支払う。また、投資顧問会社の同意を条件として、受託会社は、報酬を放棄させる権利、より多額のまたは少額の報酬を課す権利、投資顧問報酬の全部または一部を投資顧問会社の関係会社を含む受益者に払い戻す権利（投資顧問会社、受託会社および該当する受益者が同意した場合）を留保している。投資顧問報酬は、2017年３月31日および2016年３月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

サブ・ファンドは、基礎となるファンドに投資を行っており、基礎となるファンドもまた、GSAMおよびGSシンガポールの関連当事者である副投資顧問会社に投資顧問報酬を支払っている。サブ・ファンドは、基礎となるファンドによって支払われた費用を間接的に負担している。以下の表は、基礎となるファンドの報酬率を示しており、これは以下の通りである。

基礎となるファンド	年間報酬率 (%)
ゴールドマン・サックス・ファンズ・ピーエルシー - US\$リキッド・リザーブス・ファンド、クラスX(Acc)	ゼロ
ゴールドマン・サックス・ファンズSICAV - ゴールドマン・サックスCos & キャピタル証券ポートフォリオ、クラスIO	ゼロ

(b) 管理報酬

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」または「管理会社」という。)がサブ・ファンドの管理会社を務めている。

MIBLは、ルクセンブルグ大公国において商業銀行として認可されており、金融セクター監督委員会(以下「CSSF」という。)によって規制される。同社は、株式会社東京銀行の過半数所有子会社として1974年4月11日にルクセンブルグで設立された有限責任会社である。

受託会社は、サブ・ファンドの平均純資産額の0.05%に相当する金額を管理報酬(毎日発生し、四半期毎に後払いされる。)としてサブ・ファンドの資産から管理会社に支払う。2017年3月31日および2016年3月31日に終了した期間の管理報酬は、包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(c) 管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー(以下「BBH」という。)がサブ・ファンドの管理事務代行および名義書換事務代行会社である。管理事務代行および名義書換事務代行会社は、サブ・ファンドの代わりに一定の日常管理業務を行う。これには、サブ・ファンドの帳簿および記録の維持、純資産額の算定ならびにサブ・ファンドの費用の支払が含まれる。

BBHへの報酬(資産に基づくもの、保管、取引、サービス提供およびその他に係る報酬を含む。)は、適宜投資顧問会社の合意を得た場合にサブ・ファンドの資産からのみ支払われる。さらに、月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、取引種類別に区分され、報酬率が適用される。サブ・ファンドはこの報酬を毎月後払いで支払う。

月末の平均純資産に係る管理事務代行および名義書換事務代行会社への年間報酬は、以下の表に基づき各サブ・ファンドレベルで評価される。

資産500百万米ドルまで	4.0ベース・ポイント
資産500百万米ドル超10億米ドルまで	3.0ベース・ポイント
資産10億米ドル超	2.5ベース・ポイント

管理事務代行報酬および名義書換事務代行報酬は、2017年3月31日および2016年3月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(d) 販売報酬

受託会社は、該当する歴四半期における申込み、買戻しおよび分配を反映して調整したサブ・ファンドの平均純資産額の0.80％に相当する報酬を、グローバル販売会社および日本における販売会社に支払う。当該報酬は日次で発生し、四半期毎に後払いされる。

販売報酬は、2017年３月31日および2016年３月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(e) 受託報酬

ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッドがサブ・ファンドの受託会社を務めている。受託会社は、信託宣言の条項に従って、サブ・ファンドの資産の全般的な監督責任を負っている。サブ・ファンドは、平均純資産額の0.01％に相当する金額を報酬として毎月後払いで受託会社に対して支払う。

受託報酬は、2017年３月31日および2016年３月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(f) 保管報酬

受託会社は、サブ・ファンドの資産の保管に関する責任をＢＢＨに委任している。保管会社は、制限を受けることなく、保管、現金および有価証券の預託に関する通常業務を行う。有価証券の保管に係る報酬は月毎に課される。月末時に、サブ・ファンドの有価証券は、発行地の国別に区分される。各有価証券に関して米ドル相当の公正価値が算定され、発行地の国別に報酬率が適用される。

保管報酬は、2017年３月31日および2016年３月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

(g) 代行協会員報酬

ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社は、サブ・ファンドの日本における代行協会員を務め、サブ・ファンドの純資産額の0.03％を請求している。

代行協会員報酬は、2017年３月31日および2016年３月31日に終了した期間の包括利益計算書においてそれぞれ開示されている。

8．買戻可能参加受益証券

クラス	発行価格	初回申込最低金額
ユーロ	10ユーロ	100ユーロ
円	10,000円	10,000円
米ドル	10米ドル	100米ドル

受益証券は、各営業日の該当クラスの受益証券１口当たり純資産価格で販売される。

受益証券は、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。受益証券は、適用される買戻日の営業終了時の該当クラスの受益証券１口当たり純資産価格で買戻される。ただし、投資顧問会社が自己の裁量で、当該買戻しに関連して発生した費用をこの金額から減額できるものとされている。

また、マスター・ファンドの受益証券も、受益者の選択で募集要項の条件に従った通知を行うことにより買戻し可能である。

2017年３月31日および2016年９月30日現在、サブ・ファンドの受益者は、管理会社の関連当事者である三菱ＵＦＪモルガン・スタンレーＰＢ証券株式会社１社のみである。

以下は、サブ・ファンドの受益証券の変動の要約である。

受益証券口数

	ユーロ (毎月) クラス	ユーロ (年２回) クラス	円 (毎月) クラス	円 (年２回) クラス	米ドル (毎月) クラス	米ドル (年２回) クラス
2015年９月30日現在残高	170,665	109,345	323,168	307,324	6,550,605	3,233,233
買戻可能参加受益証券の申込み	21,932	287,408	102,461	33,039	962,135	137,232
買戻可能参加受益証券の買戻し	(9,340)	(52,292)	(85,030)	(81,065)	(2,095,592)	(1,200,450)
2016年９月30日現在残高	183,257	344,461	340,599	259,298	5,417,148	2,170,015
買戻可能参加受益証券の申込み	10,343	27,238	18,717	1,510	211,586	179,716
買戻可能参加受益証券の買戻し	(27,258)	(174,459)	(105,477)	(17,959)	(2,000,532)	(560,436)
2017年３月31日現在残高	166,342	197,240	253,839	242,849	3,628,202	1,789,295

９．受益証券１口当たり純資産価格

発行または買戻される買戻可能参加受益証券に関する受取対価または支払対価は、取引日現在のサブ・ファンドの買戻可能参加受益証券１口当たり純資産価格に基づく。

サブ・ファンドの各発行済受益証券クラスの純資産額および受益証券１口当たり純資産価格は以下の通りである。

受益証券クラス	2017年３月31日		2016年９月30日	
	純資産額	受益証券１口当たり 純資産価格	純資産額	受益証券１口当たり 純資産価格
ユーロ（毎月） クラス	1,603,554米ドル	9.01ユーロ	1,860,142米ドル	9.03ユーロ
ユーロ（年２回） クラス	2,217,272米ドル	10.51ユーロ	4,057,165米ドル	10.48ユーロ
円（毎月）クラス	20,551,279米ドル	9,022円	31,114,652米ドル	9,251円
円（年２回） クラス	22,911,440米ドル	10,513円	26,459,482米ドル	10,333円
米ドル（毎月） クラス	33,508,220米ドル	9.24米ドル	50,518,433米ドル	9.33米ドル
米ドル（年２回） クラス	19,232,992米ドル	10.75米ドル	22,870,981米ドル	10.54米ドル

10．分配金

分配は管理会社の選択により行われ、2017年3月31日および2016年3月31日に終了した期間における分配金宣言額および支払額は、包括利益計算書において開示されており、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産が金融負債として分類されている。受益者へ分配を行うことにより、サブ・ファンドの受益証券1口当たり純資産価格は減少するが、受益者1人当たり受益証券口数に相応する変動は生じない。これにより受益者によるサブ・ファンドに対する投資総額は減少する。さらに、サブ・ファンドの営業による純利益／（損失）累計額を超過する分配金が1会計年度内に支払われた場合、分配金の一部は資本の払い戻しとなる。

管理会社が投資顧問会社と協議のもとで別途設定しない限り、分配は以下の表に記載されている頻度の分配宣言日で行われる予定である。

	分配の頻度	分配宣言日
毎月クラス	毎月	毎月10日
年2回クラス	年2回	毎年2月10日および8月10日

11．金融投資および関連リスク

サブ・ファンドの投資活動により、マスター・ファンドが投資する金融投資および市場に関連する様々な種類のリスクにサブ・ファンドはさらされている。これらはデリバティブおよびデリバティブ以外の金融投資の両方の場合がある。サブ・ファンドの投資ポートフォリオは、期末現在において基礎となるファンドおよびデリバティブ投資で構成されている。受託会社はサブ・ファンドの投資リスクを管理するために、副投資顧問会社を任命した。サブ・ファンドがさらされている重要な金融リスクの種類は市場リスク、流動性リスクおよび信用リスクである。募集要項には、これらのリスクおよびその他の種類のリスクの詳細が記載されており、当財務書類においては提供されていない情報も含まれている。

資産配分は、注記2に詳述された投資目的を達成するため、資産配分を管理するサブ・ファンドの副投資顧問会社によって決定される。投資目的の達成にはリスクを伴う。副投資顧問会社は、投資意思決定を行う際には、分析、調査およびリスク管理手法に基づき判断を行う。ベンチマークおよび／または目標とする資産配分からの乖離ならびにポートフォリオの構成は、サブ・ファンドのリスク管理方針に従って監視される。

同一の基礎となるファンドに対して複数の投資ピークルが投資を行うという状況は、投資家に一定の特有のリスクを与えている。サブ・ファンドは、同一の基礎となるファンドに対して投資を行う他の事業体の行動により、著しく影響を受ける可能性がある。例えば、基礎となるファンドの他の受益者が、持分の一部または全部を換金する場合、当該サブ・ファンドに比例配分される営業費用が増加し、その結果、リターンが減少する可能性がある。同様に、基礎となるファンドの他の受益者が換金を行うことにより、基礎となるファンドの分散度合いが低下し、その結果、ポートフォリオ・リスクが増加する可能性がある。基礎となるファンドは、一部の直接もしくは間接の投資家に係る規制上の制限またはその他の理由により、その投資活動を制限したり、一定の商品に対する投資ができない場合があり、このことが、基礎となるファンド（ひいてはサブ・ファンド）のパフォーマンスに不利な影響を及ぼす可能性がある。

サブ・ファンドに関連して採用したリスク管理方針は、以下に詳述されている。

(a) 市場リスク

サブ・ファンドの投資ポートフォリオの公正価値の変動可能性は市場リスクと呼ばれている。一般的に利用される市場リスクの種類には、通貨リスク、金利リスクおよびその他の価格リスクが含まれている。

- ・ 通貨リスクは、直物為替相場、先物為替相場および為替相場のボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・ 金利リスクは、様々なイールドカーブの水準、傾斜および曲率の変化、金利のボラティリティ、モーゲージの期限前償還率ならびに信用スプレッドの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。
- ・ その他の価格リスクは、通貨リスクまたは金利リスクから生じる変動以外の市場価格の変動の結果として投資の価値が変動するリスクであり、個々の株式、株式バスケット、株式指数およびコモディティの価格およびボラティリティの変動に対するエクスポージャーから生じる可能性がある。

市場リスクに関する戦略は、サブ・ファンドの投資リスクおよび目標リターンによって決定される。

市場リスクは、リスク・バジェットリング方針の適用を通じて管理されている。副投資顧問会社は、リスク・バジェットリングのフレームワークを使用して、トラッキング・エラーと一般に呼ばれる適切なリスク目標を決定する。

ゴールドマン・サックスの市場リスク分析グループ（以下「IMDMRA」という。）は、副投資顧問会社が取った市場リスクを独立して監視、分析および報告する責任を負っている。IMDMRAは、感応度の測定およびトラッキング・エラーを含む市場リスクを監視するため多数のリスク測定基準を使用している。

報告日現在のサブ・ファンドの投資ポートフォリオの詳細は、投資明細表に開示されている。個々の集団投資スキームおよびデリバティブ投資はすべて、個別に開示されている。

() 通貨リスク

ポートフォリオの各通貨クラスは、それぞれの関係通貨に対するヘッジを追求する。これは、クラス・ヘッジと呼ばれる。さらに、受益者が受益者自身の法域の自国通貨以外のクラス通貨に関してヘッジを行うヘッジ対象クラスの受益証券に投資する場合、当該受益者は当該クラスの通貨が自国通貨に対して価値が下がるという重要なリスクにさらされる。

関連するクラスの通貨に対するヘッジは、必ずしも完全ではなく、各通貨クラスは、当該受益証券が発行された通貨の為替変動の影響を受ける可能性がある。

原則として、サブ・ファンドの各クラスは各クラスの通貨に対してヘッジされている。通貨クラスの代わりにサブ・ファンドが行ったヘッジ活動に関するヘッジ利得および損失は、それぞれの通貨クラスにのみ配分される。

サブ・ファンドは、金融投資に投資し、機能通貨以外の通貨建ての取引を行うことができる。その結果、サブ・ファンドは、サブ・ファンドの機能通貨以外の通貨建ての資産または負債部分の価値に悪影響が生じる形で、機能通貨の換算レートがその他の外国通貨に対して変動するリスクにさらされる可能性がある。機能通貨以外の通貨建ての投資が詳細にリストアップされたサブ・ファンドの投資明細表を参照のこと。

投資家が、投資しているサブ・ファンドの基準通貨と異なる通貨の受益証券クラスに対して投資する場合、投資家の通貨リスクは、サブ・ファンドの通貨リスクとは異なる。

2017年3月31日および2016年9月30日、サブ・ファンドは重要な通貨リスク・エクスポージャーを有していなかった。

以下の表は、通貨市場の変動に関連する利得および損失の感応度分析を示している。この感応度分析は、マスター・ファンドの基準通貨に対するその他すべての通貨の変動に基づいている。各行は、最終的なファンドの純利益合計に対する各通貨の寄与率を示しており、各関連通貨の受益証券1口当たり純資産価格に影響を与える。通貨リスクの感応度分析には貨幣性項目および非貨幣性項目が含まれ、また、デリバティブの使用によるヘッジ効果も考慮されている。

以下の表は、マスター・ファンドによる投資に対する間接的エクスポージャーに基づいて行ったサブ・ファンドについての分析を示している。

感応度のパーセンテージは、為替相場をより適切に反映するために当期において変更されている。

通貨	通貨が10%上昇 / 下落した場合の 純資産額に対する影響		通貨が15%上昇 / 下落した場合の 純資産額に対する影響	
	基準通貨は米ドル			
	2017年 3 月31日	2017年 3 月31日	2016年 9 月30日	2016年 9 月30日
	上昇	下落	上昇	下落
ユーロ	(0.1%)	0.1%	(0.1%)	0.1%
英ポンド	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%
米ドル	(0.0%)	0.0%	(0.0%)	0.0%
純資産に対する影響	(0.1%)	0.1%	(0.1%)	0.1%

サブ・ファンドは、当該通貨に対して重要性の低いエクスポージャーを有している。その金額は純資産額の0.05%未満である。通貨リスクの表は、基礎となるファンドによる投資に対する間接的エクスポージャーを示している。

上記の分析は、6ヶ月および1年間に合理的に起こりうる通貨市場の変動に関連する影響をそれぞれ示している。また、これらは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多くの利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。

2017年3月31日および2016年9月30日現在、サブ・ファンドには、クラス・ヘッジのためのエクスポージャーを除き、ヘッジ考慮後で純資産額の+/-5%を超える通貨の集中はなかった。

2017年3月31日および2016年9月30日現在、マスター・ファンドには、ヘッジ考慮後で純資産額の5%を超える通貨の集中はなかった。

() 金利リスク

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、固定利付証券および社債に投資できる。特定の有価証券に関連する金利の変動により、副投資顧問会社は、契約終了時または有価証券の売却時に類似水準のリターンを確保することができなくなる可能性がある。また、現行の金利の変動または将来の予測金利の変動により、保有する有価証券の価値が増加または減少する可能性がある。一般に、金利が上昇した場合、固定利付証券の価値は下落する。通常、金利の下落はその逆の影響をもたらす。

サブ・ファンドは、マスター・ファンドの投資に対する間接的なエクスポージャーを通じて、希望する通貨建ての固定利付商品、変動利付商品またはゼロ金利商品に投資できる。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは以下の通りである。

2017年３月31日現在

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	1,511,147	-	-	455	1,511,602
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	-	-	-	99,115,511	99,115,511
その他の資産	-	-	-	209,545	209,545
資産合計	1,511,147	-	-	99,325,511	100,836,658
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	102,322	102,322
投資購入未払金	-	-	-	208,987	208,987
その他の負債	-	-	-	500,592	500,592
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	811,901	811,901

2016年９月30日現在

	１年以内	１年超 ５年以内	５年超	無利息	合計
資産					
現金および現金同等物	1,652,388	-	-	1,642	1,654,030
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融資産	-	-	-	136,495,025	136,495,025
投資売却未収入金	-	-	-	81,374	81,374
その他の資産	-	-	-	8,471,447	8,471,447
資産合計	1,652,388	-	-	145,049,488	146,701,876
負債					
トレーディングおよび／または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	588,502	588,502
投資購入未払金	-	-	-	8,504,301	8,504,301
その他の負債	-	-	-	728,218	728,218
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	9,821,021	9,821,021

マスター・ファンドの金融資産および金融負債の金利プロファイルは、以下の通りである。

2017年3月31日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的保有金融資産	436,060	11,305,073	78,579,954	3,052,009	93,373,096
資産合計	436,060	11,305,073	78,579,954	3,052,009	93,373,096
負債					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	356,078	356,078
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	356,078	356,078

2016年9月30日現在

	1年以内	1年超 5年以内	5年超	無利息	合計
資産					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的保有金融資産	3,947,562	33,142,502	86,978,220	4,283,056	128,351,340
資産合計	3,947,562	33,142,502	86,978,220	4,283,056	128,351,340
負債					
トレーディングおよび/または ヘッジ目的保有金融負債	-	-	-	6,833	6,833
受益者に帰属する純資産を除く負 債合計	-	-	-	6,833	6,833

以下の表は、マスター・ファンドの投資に対する間接エクスポージャーに基づく、サブ・ファンドの様々な通貨に関する金利エクスポージャーおよび金利の変動に関連する影響を示している。この感応度分析は、他の金利をすべて一定と仮定した場合の1つの通貨に適用される金利の変動に基づいているが、ポートフォリオ合計については、すべての金利が同じベース・ポイントずつ同時に変動した場合を仮定している。75ベース・ポイントの平行移動は、曲線に沿ってすべての金利が75ベース・ポイント上昇または下落（すなわち0.75%の上昇または下落）することを意味している。

金利の上昇/下落の平行移動は、先進国の金利の+/-75ベース・ポイント、新興国市場の金利の+/-125ベース・ポイントの平行移動を表している。先進国市場とは、ユーロ圏諸国、オーストラリア、カナダ、スイス、デンマーク、英国、日本、ノルウェー、ニュージーランド、スウェーデンおよび米国のグループである。

感応度のパーセンテージは、為替相場をより適切に反映するために当期において変更されている。

平行移動した場合の純資産額に対する影響

通貨	2017年3月31日 上昇	2017年3月31日 下落	2016年9月30日 上昇	2016年9月30日 下落
米ドル	(2.7%)	2.7%	(3.0%)	3.0%
英ポンド	(0.3%)	0.3%	(0.4%)	0.4%
ユーロ	(0.9%)	0.9%	(0.8%)	0.8%
ポートフォリオ合計	(3.9%)	3.9%	(4.2%)	4.2%

上記の分析は、合理的に起こりうる金利市場の変動に関連する影響を示しており、金利曲線および信用曲線の傾斜の変動をいずれも除いている。また、これらのシナリオは、市場の変動ならびに相関関係および流動性の変動が、全体としてより多額の利得または損失を引き起こす場合のストレス・シナリオを含んでいない。さらに、投資明細表に開示されている投資の満期プロファイルを前提とすると、信用曲線の変動がサブ・ファンドの純資産額に重要な影響を及ぼす可能性がある。

() その他の価格リスク

その他の価格リスクは、個々の投資もしくは発行体に固有の要因、または市場で取引される金融投資に影響を与えるその他の要因によって引き起こされるかにかかわらず、通貨リスクまたは金利リスク以外から生じる市場価格の変動の結果として金融投資の価値が変動するリスクである。

サブ・ファンドの金融投資は公正価値で計上され、公正価値の変動は包括利益計算書に計上されるため、すべての市況の変動が買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産に直接的に影響を与える。

当サブ・ファンドの集団投資スキーム/ミューチュアル・ファンドに対する投資は、該当ファンドの目論見書に要約されている評価方針に従って、基礎となるファンドにより提供される純資産額に基づいている。ミューチュアル・ファンドの資産は、一般的に独立の第三者である管理事務代行会社またはその他のサービス提供者により評価されると推測されるが、ミューチュアル・ファンドの一定の有価証券またはその他の資産には、容易に確認できる市場価格がない状況がありうる。そのような状況下では、該当するミューチュアル・ファンドの管理会社が当該有価証券または商品进行评估することが必要となる可能性がある。

サブ・ファンドはその他のいかなる重要な価格リスクにもさらされていない。

() 感応度分析の限界

上記の感応度分析には以下のいくつかの限界が含まれている。

- ・当該分析は過去のデータに基づくものであり、将来の市場価格の変動、市場間の相関関係および市場の流動性水準が過去の傾向と無関係の可能性あることを考慮できない。
- ・当該分析は、明確で正確な数値というよりは相対的なリスクの見積りである。
- ・当該分析は仮説上の結果を表すものであり、予測を意図するものではない。
- ・将来の市況は過去の実績と大きく異なる可能性がある。

(b) 流動性リスク

流動性リスクとは、サブ・ファンドが、現金またはその他の金融資産の引き渡しにより決済される金融負債に関する債務の履行において困難に直面するリスクである。特に流動性が低下する可能性があるのは、担保付および/または無担保の資金調達源を確保できない場合、資産を売却できない場合、予測できない現金または担保の流出が起きた場合、取引先や主要なブローカーの条件・約款違反が起きた場合である。このような状況は、一般市場の混乱、あるいはサブ・ファンドまたは第三者に影響を与える運用上の問題など、サブ・ファンドの管理外の出来事により発生する可能性がある。また、資産の売却能力は、他の市場参加者が同時期に類似の資産を売却しようとする場合に低下する可能性がある。

サブ・ファンドの金融資産および金融負債には、店頭で取引されるデリバティブ契約に対する投資（これは、組織化された公開市場では取引されておらず、流動性が低い場合がある。）および発行規模の相当な割合を占める商品に対する投資が含まれている。その結果、サブ・ファンドは、要求に応じるため、または特定の発行体の信用力の悪化のような特定の事象に対応するために、これらの投資を公正価値に近い金額で迅速に現金化できない可能性がある。投資ポジションの強制的な現金化を行うことにより財務的損失が生じる可能性がある。

サブ・ファンドの投資には、集団投資スキームが含まれている。集団投資スキームは、サブ・ファンドの買戻制限よりも厳しい買戻制限が課されている場合がある。これは、サブ・ファンドが受益者に対して認めるよりも少ない頻度でしか買戻日を認めない場合があることを含む。

サブ・ファンドは、受益証券の申込みおよび買戻しを行っているため、募集要項の条件に従った受益者の買戻しに関連する流動性リスクにさらされている。サブ・ファンドの募集要項は日々の受益証券の申込みおよび買戻しについて規定している。

サブ・ファンドの受益証券の大量の買戻しの場合には、サブ・ファンドは買戻しのための現金を調達するために、他の望ましい方法よりも迅速に投資の現金化を要求される可能性があるが、サブ・ファンドは、通常の流動性要求を満たすのに十分な流動性投資を含めるよう管理されている。買戻しに対応するためにより多くの流動性資産が売却される場合には、これらの要因は、買戻受益証券の価値、流通している受益証券の評価およびサブ・ファンドの残りの資産の流動性に悪影響を与える可能性がある。

受託会社は、一定の状況下で買戻しを制限または一時中止する場合がある。これには、純資産額の算定が一時中止された場合、買戻しの要求に応じるためにサブ・ファンドの資産の一部または全部を処分することが、受託会社の合理的な意見では受益者に不利益をもたらすと見込まれる場合、または受託会社の管理の及ばない異常な状況下にある場合を含むが、これらに限定されない。受託会社は、すべての買戻しに関して投資顧問会社と協議の上で、ＩＦＲＳによって留保が要求されていない場合でも、買戻金額から、費用、負債または偶発事象に関する金額を留保することができる。

2017年３月31日および2016年９月30日現在、負債の金額はすべて、３ヶ月以内に返済期限を迎える。

2017年３月31日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ54,119,653米ドルおよび53,262,609米ドルであった。

2016年９月30日現在、為替予約に係るインフロー総額およびアウトフロー総額は、それぞれ189,930,805米ドルおよび189,935,361米ドルであった。

為替予約は通常、純額で決済される。

資金調達契約には、デリバティブ取引が含まれている。

レバレッジド・ポジションに関して利用可能な資金調達の満期または終了、レバレッジド・エクスポージャーの公正価値の変動に関する担保差入れ要求、またはサブ・ファンドの資金調達契約の担保掛目その他の条件の変更により、サブ・ファンドの流動性の利用およびレバレッジド・ポジションの維持能力に悪影響が生じる可能性があり、サブ・ファンドに重要な損失が発生する可能性がある。サブ・ファンドは、投資能力の増加、営業費用の手当または取引の決済を含む、あらゆる目的のため、借入を行うことまたはその他の形式のレバレッジ（担保付および無担保）を利用することができる。しかし、レバレッジを得るこのような契約が利用可能な保証はなく、レバレッジが利用可能だとしてもサブ・ファンドが受入可能な契約条件で利用可能な保証はない。また、景気の悪化により、資金調達コストの増加や資本市場の利用制限が生じたり、貸出人がサブ・ファンドへの貸出を延長しない決定をする可能性がある。

また、レバレッジの利用により、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属するサブ・ファンドの純資産の公正価値のボラティリティの影響が拡大することでリスクが増加する。

サブ・ファンドの資産の市場価値の下落により、これらの資産の市場価値を担保に借入を行っている場合には、特別な悪影響が生じる可能性がある。これらの資産の市場価値の下落により、サブ・ファンドに対して貸出人（デリバティブの契約相手先を含む。）が追加担保の差入や、サブ・ファンドの最善の利益にならない場合でも資産の売却を要求する可能性がある。

(c) 信用リスク

信用リスクとは、金融投資の一方の当事者が債務を履行できないために、もう一方の当事者に財務的損失が生じるリスクである。

副投資顧問会社は、取引相手先またはサブ・ファンドの発行体との取引に関連する信用リスクを軽減する手続を採用している。取引を行う前に、副投資顧問会社またはその関連当事者は、当事者、その事業および風評の信用分析を実施することにより信用力と風評の両方を評価する。その後、承認された取引相手先または発行体の信用リスクは、継続的に監視される（必要に応じた財務書類および中間財務書類の定期的調査を含む。）。

信用損失に対するエクスポージャーを軽減するために、サブ・ファンドが締結した一部の店頭デリバティブ契約は、当該契約に基づき生じた取引の相殺を認めている（直物為替契約のみを行う取引相手先との契約を除く。）。当該相殺権により資産と負債の報告額は相殺されていないが、債務不履行事由または終了事由が生じた場合には、当該契約に基づき取引相手先とのすべての店頭取引が終了し、当該取引相手先に対する債権額と債務額は純額ベースで清算されるため、当該相殺権により、評価益が出ている単一の取引相手先との店頭取引に係る信用リスクは、評価損が出ている同一の取引相手先との店頭取引額まで軽減される。

債券は、発行体または保証会社がその債務に係る元本および利息を支払えないリスクにさらされており、また、金利感应度、発行体の信用度に関する市場の認知および一般市場の流動性などの要因による価格のボラティリティにさらされている。

サブ・ファンドは、支払不能、運営、清算または保管会社もしくは副保管会社／受託会社の債権者によるその他の法的保護（以下「支払不能」という。）に関連する多くのリスクにさらされている。これらのリスクは以下を含むがこれらに限定されない。

保管会社と副保管会社／受託会社の両方の段階において顧客の資金として取り扱われていない、保管会社または副保管会社／受託会社が保有するすべての現金（以下「顧客資金」という。）を失うこと。

保管会社または副保管会社／受託会社が、サブ・ファンドと合意した手続き（存在する場合）に従って顧客資金として取り扱うことを怠っていたすべての現金を失うこと。

適切に分離処理がされていないため保管会社と副保管会社／受託会社の両方の段階において識別されていなかった、サブ・ファンドが保有する有価証券（以下「トラスト資産」という。）または保管会社または副保管会社／受託会社が保有する顧客資金の一部または全部を失うこと。

保管会社もしくは副保管会社／受託会社による誤った口座管理を原因として、または、支払不能の管理費用を支払うための控除を含む、関連するトラスト資産ならびに／もしくは顧客資金の識別および振替のプロセスを原因として、一部または全部の資産を失うこと。

残高の振替の受領および関連する資産に対する支配の再取得が長期間遅れることにより生じる損失。

支払不能は、サブ・ファンドの投資活動に深刻な混乱を引き起こす可能性がある。状況によっては、これにより、投資顧問会社が純資産額の計算および受益証券の取引を一時的に中断する場合がある。

受託会社が保有する現金は、受託会社の現金と一緒にプールされる場合があり、受託会社が支払不能となった場合には、サブ・ファンドは、その現金に関して受託会社の一般債権者と同順位になる可能性がある。保管会社が保管する現金以外の資産は分別管理されており、プールされることはないため、支払不能となった場合でも受託会社のその他の債権者は当該資産を利用できない。また、受託会社は、一定の資産をサブ・ファンドの代わりに保管する副保管会社を任命することができる。副保管会社が破産または支払不能となった場合、それらの資産に関するサブ・ファンドの権利は、据置き、制限または縮小される可能性がある。

2017年3月31日および2016年9月30日現在、以下の金融資産（債券投資、デリバティブ金融資産、現金および現金同等物ならびにその他の債権）が信用リスクにさらされていた。金融資産の帳簿価額は、報告日現在の取引相手先の信用リスクに対する最大エクスポージャーを最も良く反映している。

報告日現在の信用リスクに対する最大エクスポージャー（クレジット・デフォルト・スワップおよび金利スワップに係る想定元本を除く）は以下の通り分析できる。

金融商品の種類	2017年３月31日 （米ドル）	2016年９月30日 （米ドル）
現金および現金同等物	1,511,602	1,654,030
為替予約	959,366	583,946
投資売却未収入金	-	81,374
申込受益証券未収入金	207,716	8,471,074
その他の資産	1,829	373
合計	2,680,513	10,790,797

オープン・エンド型の投資会社および上場株式投資は、直接的な信用リスクにさらされていないため、上記の表に含まれていない。

サブ・ファンドは、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

格付	2017年３月31日 （％）	2016年９月30日 （％）
格付なし	100.00	100.00
合計	100.00%	100.00%

マスター・ファンドは、マスター・ファンドの市場価額合計に対する割合として、発行体の信用リスクに対する以下のエクスポージャーにさらされている。

証券格付（該当がある場合）は、Ｓ＆Ｐ／ムーディーズ／フィッチのインベスター・サービスから入手したものである。

格付	2017年３月31日	2016年９月30日
A	12.84	12.65
B B B	48.49	48.45
B B	25.43	28.58
B	7.01	6.11
格付なし	6.23	4.21
合計	100.00%	100.00%

上記の表は、マスター・ファンドの投資の信用度を示している。取引相手先または発行体は、投資適格を下回っている。取引相手先または発行体は、その事業体自体が投資適格であるか、または格付なしの場合は系列の事業体が投資適格であり、かつ、取引相手先または発行体には強力な事業体が存在すると副投資顧問会社の信用リスク管理およびアドバイザリー部門が考えている。副投資顧問会社は、信用に係る方針を整備しており、信用リスクに対するエクスポージャーを継続的に監視している。

クレジット・デフォルト・スワップは、参照される有価証券または義務に係るプロテクションを受け取る権利と交換に、ある当事者が他の当事者に支払いを行う一連の流れを含む契約である。プロテクションの売り手として、サブ・ファンドは通常、信用事象が生じない場合には、スワップ期間全体を通じて支払いを受ける。さらに、サブ・ファンドがクレジット・デフォルト・スワップを通じてプロテクションを売る場合、参照債務の価値が受取プレミアムを下回る場合があるため、サブ・ファンドが損失を被る場合がある。特定の信用事象の発生時には、サブ・ファンドは信用プロテクションの売り手として、債務不履行となった参照債務の保有を要求され、現物決済された取引におけるスワップの想定元本に相当する金額を買い手に支払うことを要求される場合がある。また、サブ・ファンドは、現物決済取引における参照債務の回収可能価額控除後のスワップの想定元本に相当する金額の正味決済金額を現金または有価証券の形態で支払う場合がある。回収可能価額は、債務不履行となった有価証券または債務に透明性のある価格が設定されることを市場参加者が保証される、信用事象に係る入札プロセスを通じて設定されることがある。さらに、サブ・ファンドは、取引相手先に担保として差し入れた資産の返還を求める権利がある。サブ・ファンドにクレジット・デフォルト・スワップがある場合は、その想定元本は投資明細表に開示されている。2017年３月31日および2016年９月30日現在、クレジット・デフォルト・スワップはなかった。

2017年３月31日および2016年９月30日現在、サブ・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の５％を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

2017年３月31日および2016年９月30日現在、マスター・ファンドは、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の５％を超える取引相手先または発行体の信用リスクの集中を有していなかった。

(d) 追加的なリスク

() 資本リスク管理

サブ・ファンドの資本は、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産によって表される。サブ・ファンドは、受益者の裁量による日々の申込みおよび買戻しの影響を受けるため、買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産の金額は日々著しく変動する可能性がある。資本を管理する際のサブ・ファンドの目的は、受益者にリターンを提供しその他の利害関係者に便益をもたらすために継続企業として持続するサブ・ファンドの能力を保護すること、およびサブ・ファンドの投資活動の成長を支援するための強固な資本基盤を維持することである。

() 集中リスク

サブ・ファンドは、限られた数の投資および投資テーマに投資する可能性がある。投資先の数が制限される結果、全体のパフォーマンスは、個々の投資のパフォーマンスから一層大きくプラスまたはマイナスの影響を受ける可能性がある。

() オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、情報、通信、取引処理および決済、ならびに会計システムにおける不備を原因とする損失の潜在的可能性である。サブ・ファンドのサービス提供会社は、注記７に記載されているとおり、オペレーショナル・リスクの管理に役立てる目的で統制および手を維持している。サービス提供会社のサービス水準の調査は、副投資顧問会社によって定期的実施される。これらの措置が100%有効であるという保証はない。

() 法律上、税務上および規制上のリスク

サブ・ファンドに対して不利な影響を及ぼす可能性のある法律上、税務上および規制上の変更がサブ・ファンドの継続期間において生じる可能性がある。

税金に関して、サブ・ファンドは、サブ・ファンドが投資している一定の管轄区においてキャピタル・ゲイン、利息および配当に対して課税される可能性がある。

税務当局による税法および規則の解釈および適用範囲は、時折、明確性や一貫性を欠くことがある。課税される可能性が高く、かつ、見積可能である税金債務は負債として計上される。ただし、税金債務の一部は不確実性にさらされており、当年度および過年度の税務ポジションに対してこれらの当局が将来行う措置、解釈または判断に基づく追加的な税金負債、利息、加算税が生じる可能性がある。また、サブ・ファンドが潜在的な税金負債を計上する義務を創設したり、または取除くように会計基準が改訂される可能性もある。したがって、現在は発生する可能性が高くない一定の潜在的な税金債務が、発生する可能性が高くなり、サブ・ファンドの将来の追加的な税金負債となり、これらの追加的な税金負債が重要となる可能性がある。上記の不確実性のために、純資産額は、サブ・ファンドに対する持分の申込み、買戻しまたは交換の場合も含め、サブ・ファンドに最終的に生じる税金負債を反映していない可能性があり、このことがその時点の投資家に不利な影響を及ぼす可能性がある。

当財務書類に開示されていない追加的なリスクの詳細は、サブ・ファンドの募集要項を参照のこと。

12．与信機関

2017年３月31日および2016年９月30日現在、ＢＢＨが保有する現金はそれぞれ455米ドルおよび1,642米ドルであった。

サブ・ファンド	与信機関 2017年３月31日	与信機関 2016年９月30日
G S C o C o s & キャピタル証券 ファンド	ブラウン・ブラザーズ・ハリ マン・アンド・カンパニー ＪＰモルガン・チェース・ア ンド・カンパニー	バークレイズ・バンク・ ビーエルシー ブラウン・ブラザーズ・ハ リマン・アンド・カンパ ニー

13．為替レート

米ドル以外の通貨建ての投資ならびにその他の資産および負債の換算に以下の米ドルに対する為替レートが使用された。

	2017年３月31日	2016年９月30日
ユーロ（ＥＵＲ）	0.934973	0.889838
円（ＪＰＹ）	111.430000	101.265000

14．ソフト・コミッション

サブ・ファンドは、取引履行のみ、および／または取引履行と投資調査についてコミッションを支払う場合がある。2017年３月31日に終了した期間および2016年９月30日終了年度において、サブ・ファンドは、いかなる第三者とも上記以外のソフト・コミッション契約を締結していない。

15．偶発負債

2017年３月31日および2016年９月30日現在、偶発負債はなかった。

16．後発事象

2017年３月31日より後に、当財務書類の修正が要求される事象または当財務書類に開示が要求される事象は発生しなかった。

17．補償

サブ・ファンドは、様々な補償を含む契約を締結する可能性がある。これらの契約に基づくサブ・ファンドの最大エクスポージャーは明らかでない。しかし、サブ・ファンドには、過去においてこれらの契約に従った請求または損失はなかった。

（２）投資有価証券明細表等

ＧＳＣｏＣｏｓ＆キャピタル証券ファンド

投資明細表（無監査）

2017年３月31日現在

保有高 / 受益証券口数 (現地通貨)	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
860,060	ゴールドマン・サックスＣｏＣｏｓ＆キャピタル証券ポートフォリオ、クラスⅡ	97,694,197	97.67
461,948	ゴールドマン・サックス ＵＳ\$リキッド・リザーブス・ファンド、クラスⅩ (Acc)	461,948	0.46
投資ファンド合計		98,156,145	98.13

ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
03/04/2017	USD	83,873	EUR	78,146	Royal Bank of Canada	292	0.00
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						292	0.00

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
11/05/2017	EUR	1,134,216	USD	1,200,132	Morgan Stanley	15,016	0.02
11/05/2017	EUR	1,134,216	USD	1,200,084	Deutsche Bank AG	15,064	0.02
11/05/2017	EUR	1,212,362	USD	1,284,162	Royal Bank of Canada	14,710	0.01
12/04/2017	JPY	1,726,209,000	USD	15,194,365	Bank of America NA	301,203	0.30
12/04/2017	JPY	1,744,341,343	USD	15,356,334	HSBC Bank PLC	302,002	0.30
12/04/2017	JPY	1,804,254,184	USD	15,885,073	Morgan Stanley	311,079	0.31
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						959,074	0.96

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
11/05/2017	EUR	39,471	USD	42,528	Bank of America NA	(241)	(0.00)
11/05/2017	EUR	48,249	USD	52,314	HSBC Bank PLC	(623)	(0.00)
12/04/2017	USD	100,478	JPY	11,505,019	Morgan Stanley	(2,799)	(0.00)
12/04/2017	USD	116,258	JPY	13,211,570	Citibank	(2,338)	(0.00)
12/04/2017	USD	220,547	JPY	25,251,000	Royal Bank of Canada	(6,122)	(0.01)
12/04/2017	USD	3,477,091	JPY	397,395,250	Deutsche Bank AG	(90,186)	(0.09)
11/05/2017	USD	7,582	EUR	7,089	Royal Bank of Canada	(13)	(0.00)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(102,322)	(0.10)

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	98,156,145	98.13
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	959,074	0.96
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	292	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(102,322)	(0.10)
その他の資産および負債	1,011,568	1.01
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	100,024,757	100.00

* 系列ファンドを表している。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

G S C o C o s & キャピタル証券ファンド

投資明細表

2016年9月30日現在

保有高/ 受益証券口数 (現地通貨)	銘柄	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド*			
米ドル			
1,232,083	ゴールドマン・サックスC o C o s & キャピタル証券ポートフォリオ、クラスIO	135,911,079	99.29
投資ファンド合計		135,911,079	99.29

ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
04/10/2016	USD	220,216	JPY	22,278,188	Citibank	217	0.00
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						217	0.00

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
03/10/2016	USD	3,815,104	JPY	387,446,728	Bank of America NA	(10,963)	(0.01)
04/10/2016	USD	131,400	EUR	117,620	Merrill Lynch	(782)	(0.00)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(11,745)	(0.01)

クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現利得 (米ドル)	純資産比率 (%)
10/11/2016	EUR	117,620	USD	131,623	Merrill Lynch	797	0.00
10/11/2016	EUR	1,727,306	USD	1,934,075	Citibank	10,566	0.01
10/11/2016	EUR	1,727,306	USD	1,934,405	Westpac Banking Corp	10,236	0.01
10/11/2016	EUR	1,727,306	USD	1,934,162	Royal Bank of Canada	10,480	0.01
06/10/2016	JPY	48,430,841	USD	477,737	JP Morgan Chase & Co	559	0.00
06/10/2016	JPY	2,031,917,000	USD	20,031,616	Bank of America NA	35,304	0.03
06/10/2016	USD	17,945,371	JPY	1,800,315,521	Royal Bank of Scotland PLC	165,714	0.12
06/10/2016	USD	17,945,729	JPY	1,800,315,521	Bank of America NA	166,072	0.12
06/10/2016	USD	21,091,551	JPY	2,117,079,908	Morgan Stanley	183,574	0.13
10/11/2016	USD	34,905	EUR	31,000	Royal Bank of Canada	5	0.00
21/11/2016	USD	51,039	JPY	5,115,523	Bank of America NA	422	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計						583,729	0.43

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

満期日	通貨	買建	通貨	売建	取引相手先	未実現損失 (米ドル)	純資産比率 (%)
06/10/2016	JPY	2,007,042,405	USD	19,859,123	Royal Bank of Canada	(37,861)	(0.03)
06/10/2016	JPY	2,007,042,405	USD	19,850,088	Royal Bank of Scotland PLC	(28,826)	(0.02)
21/11/2016	JPY	22,278,188	USD	220,631	Citibank	(192)	(0.00)
21/11/2016	JPY	1,800,315,521	USD	17,978,345	Morgan Stanley	(164,533)	(0.12)
21/11/2016	JPY	1,839,407,000	USD	18,367,804	Royal Bank of Scotland PLC	(167,188)	(0.12)
21/11/2016	JPY	2,187,762,249	USD	21,800,849	Bank of America NA	(153,318)	(0.11)
06/10/2016	USD	252,058	JPY	25,899,726	Citibank	(3,724)	(0.00)
06/10/2016	USD	413,108	JPY	42,262,000	Westpac Banking Corp	(4,265)	(0.00)
06/10/2016	USD	3,030,444	JPY	308,559,975	JP Morgan Chase & Co	(16,850)	(0.02)
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計						(576,757)	(0.42)

投資合計	公正価値 (米ドル)	純資産比率 (%)
投資ファンド合計	135,911,079	99.29
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	583,729	0.43
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現利得合計	217	0.00
クラス・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(576,757)	(0.42)
ポートフォリオ・ヘッジ目的で保有する為替予約に係る未実現損失合計	(11,745)	(0.01)
その他の資産および負債	974,332	0.71
買戻可能参加受益証券の受益者に帰属する純資産	136,880,855	100.00

* 系列ファンドを表している。

添付の注記は、当財務書類の不可分の一部である。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

(1) 資本金の額(平成29年4月末日)

払込済資本金の額 37,117,968.52米ドル(約41億円)

発行済株式総数 1,002,080株(一株37.04米ドルの記名式額面株式)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「管理会社」という。)が発行する株式総数の上限については制限がない。

(2) 事業の内容及び営業の状況

管理会社は、投資信託の事務管理、国際的な保管業務、信託会計の事務管理およびこれらに関する一般的な銀行業務ならびに外国為替業務に従事する。

管理会社は、信託証書に基づき、期間の限定なく任命されているが、ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー(ケイマン)リミテッド(以下「受託会社」という。)は、以下の場合、かかる任命を直ちに解除することができる。(a)管理会社が清算される場合、(b)管理会社の事業に関して財産保全管理人が任命された場合、(c)受託会社が、管理会社の変更が受益者(信託証書に定義される)の利益にとって望ましいとの見解を有し、受益者に対してその旨を書面で表明した場合、(d)管理会社が法により許容される限りできるだけ早期に解任されるべきことが、受益者によって受益者集会で特別決議(信託証書に定義される)により決議され、その旨決定された場合、または(e)発行済受益証券の価値の4分の3を保有する受益者が管理会社の解任を書面で受託会社に要求した場合。管理会社がトラストの管理者でなくなった場合、受託会社は、トラストの管理者になる資格を有する他の者を任命しなければならない。管理会社はまた、受託会社への通知により、管理会社の関係会社である他の管理者を後任者として、直ちに退任する権利を有する。ただし、管理会社が関係会社でない他の管理者を後任者として退任することを希望する場合、受託会社への60日前の通知が行われなければならない。

信託証書の規定に基づき、管理会社は、信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失(信託証書に定義される)の場合を除き、サブ・ファンド、受益者または受託会社に対していかなる責任も負わない。

信託証書に基づき、受託会社は、サブ・ファンドのために、かつサブ・ファンドの資産からのみ、管理会社ならびに管理会社の関係会社、代理人および受任者ならびに管理会社およびこれらの者の役員、取締役、株主および支配者に対して、()サブ・ファンドの運営もしくはサブ・ファンドの受益証券の募集もしくは()かかる者の行為に関係し、もしくはこれらから生じ、もしくはこれらに基づき、または信託証書に基づきサブ・ファンドのために行われた事業もしくは業務に別途に関連して、管理会社が現実に一時的に負担したあらゆる損失、責任、損害、費用または経費(弁護士費用および会計士費用を含むが、これらに限定されない。)、判決および和解において支払われる金額(ただし、受託会社が、サブ・ファンドを代表して、かかる和解を承認していることを条件とする。)を補償するものとし、上記の者を上記のあらゆる損失、責任、損害、費用または経費から免責するものとする。ただし、かかる行為が信託証書に基づく義務の履行に関する故意の不履行、詐欺、または重過失を構成する場合はこの限りでない。

管理会社は、平成29年3月末日現在、以下の投資信託の管理・運用を行っている。

国別(設立国)	種類別(基本的性格)	本数	純資産価格の合計(通貨別)
ケイマン諸島	契約型投資信託(アンブレラ・ファンドのサブ・ファンドを含む。)	71	5,981,905,032.20米ドル

(3) その他

本半期報告書提出前6ヶ月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えたまたは与えることが予想される事実はない。

[次へ](#)

5 管理会社の経理の概況

- a．管理会社の最近２事業年度の日本文の財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものである。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第５項ただし書の規定の適用によるものである。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第１条の３第７項に規定する外国監査法人等をいう。）であるデロイト・オーディット・ソシエテ・ア・レスポンサビリテ・リミテから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されている。
- c．管理会社の原文の財務書類は米ドルで表示されている。日本文の財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、平成29年４月28日現在における株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝111.29円）で換算されている。なお、千円未満の金額は四捨五入されている。

[次へ](#)

(1) 資産及び負債の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表

2016年12月31日現在

(単位：米ドル)

資産

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
現金、中央銀行および郵便局における残高	29.1, 29.3	1,980,130,866	220,368,764	1,481,705,021	164,898,952
金融機関に対するローンおよび貸付金	3, 15, 29.1, 29.3	3,018,465,826	335,925,062	2,109,919,942	234,812,990
a) 要求払い		1,963,465,826	218,514,112	1,078,152,942	119,987,641
b) その他のローンおよび貸付金		1,055,000,000	117,410,950	1,031,767,000	114,825,349
顧客に対するローンおよび貸付金	29.1, 29.3	147,465	16,411	368,502	41,011
株式およびその他の変動利回り有価証券	4, 15, 29.1, 29.3	13,162	1,465	13,556	1,509
関連会社株式	4, 5, 15	8,036,038	894,331	8,260,895	919,355
有形資産	5	4,627,120	514,952	5,600,613	623,292
その他の資産		158	18	136	15
前払金および未収収益	6, 15	26,098,088	2,904,456	36,586,892	4,071,755
資産合計	7	<u>5,037,518,723</u>	<u>560,625,459</u>	<u>3,642,455,557</u>	<u>405,368,879</u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

貸借対照表(続き)

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

負債

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
金融機関に対する未払金	15,29.1	1,535,758,747	170,914,591	1,410,185,042	156,939,493
a) 要求払い		1,535,758,747	170,914,591	1,410,185,042	156,939,493
顧客に対する未払金	8,15,29.1	3,299,365,691	367,186,408	2,062,070,067	229,487,778
a) 要求払い		3,289,365,691	366,073,508	2,062,070,067	229,487,778
b) 合意済み満期日付		10,000,000	1,112,900	0	0
その他の負債	9	1,779,768	198,070	1,230,625	136,956
未払金および繰延利益	10,15	17,462,016	1,943,348	8,651,896	962,870
引当金		13,349,845	1,485,704	12,645,069	1,407,270
a) 納税引当金	11	12,136,433	1,350,664	9,111,035	1,013,967
b) その他の引当金	12	1,213,412	135,041	3,534,034	393,303
発行済資本	13	37,117,969	4,130,859	37,117,969	4,130,859
準備金	14	110,530,593	12,300,950	97,312,153	10,829,870
繰越損益	14	1,346	150	39,348	4,379
当期利益		22,152,748	2,465,379	13,203,388	1,469,405
負債合計	16	5,037,518,723	560,625,459	3,642,455,557	405,368,879

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

オフ・バランス・シート項目

2016年12月31日現在

(単位:米ドル)

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
偶発債務	17,29.1	545,385	60,696	556,865	61,974
内訳:					
保証金および担保証券として 差入れた資産		545,385	60,696	556,865	61,974
信託運用	20	64,575,929,958	7,186,655,245	57,164,073,225	6,361,789,709

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

(2) 損益の状況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

損益計算書

2016年12月31日に終了した年度

(単位：米ドル)

	注記	2016年		2015年	
		(米ドル)	(千円)	(米ドル)	(千円)
未収利息および類似収益		29,666,848	3,301,624	10,274,222	1,143,418
内訳：					
- 預金について受領された負の利息		1,866,700	207,745	181,978	20,252
- 為替スワップからの金利差益		15,403,567	1,714,263	3,997,581	444,891
未払利息および類似費用		(7,692,118)	(856,056)	(2,311,791)	(257,279)
内訳：					
- 貸付金について支払われた負の利息		(5,812,307)	(646,852)	(585,056)	(65,111)
- 為替スワップからの金利差損		(116,191)	(12,931)	(17,112)	(1,904)
有価証券からの収益		1,540,691	171,464	433,631	48,259
株式およびその他の変動利回り 有価証券からの収益		1,540,691	171,464	433,631	48,259
未収手数料		102,098,058	11,362,493	98,428,083	10,954,061
未払手数料		(49,567,473)	(5,516,364)	(43,648,148)	(4,857,602)
金融業務の純利益		3,841,996	427,576	3,694,212	411,129
その他の事業収益	21	776,916	86,463	347,071	38,626
一般管理費用		(49,304,431)	(5,487,090)	(41,802,616)	(4,652,213)
a) スタッフ費用	23,24	(18,758,113)	(2,087,590)	(17,570,625)	(1,955,435)
内訳：					
- 賃金およびサラリー		(15,510,238)	(1,726,134)	(14,446,414)	(1,607,741)
- 社会保障費		(2,190,449)	(243,775)	(2,024,301)	(225,284)
内訳：					
- 年金に関する社会保障費		(1,388,637)	(154,541)	(1,258,548)	(140,064)
b) その他の一般管理費用	25	(30,546,318)	(3,399,500)	(24,231,991)	(2,696,778)

有形および無形資産に関する価値調整		(2,121,992)	(236,156)	(1,999,802)	(222,558)
その他の事業費用	22	(449,139)	(49,985)	(205,173)	(22,834)
偶発債務およびコミットメント に対する引当金	12	2,237,832	249,048	(2,512,372)	(279,602)
経常収益にかかる税金	11,26.1	(8,162,892)	(908,448)	(6,781,698)	(754,735)
税引後経常収益		<u>22,864,296</u>	<u>2,544,568</u>	<u>13,915,619</u>	<u>1,548,669</u>
前勘定科目に表示されていないその他の の税金	26.2	(711,548)	(79,188)	(712,231)	(79,264)
当期利益		<u><u>22,152,748</u></u>	<u><u>2,465,379</u></u>	<u><u>13,203,388</u></u>	<u><u>1,469,405</u></u>

添付の注記は当財務書類と不可分のものである。

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

財務諸表に対する注記

2016年12月31日現在

注1 一般事項

1.1. 会社概況

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「当行」という。)は、ルクセンブルグにおいて1974年4月11日に株式会社として設立された。

1996年4月1日に、親会社の株式会社東京銀行が株式会社三菱銀行と合併して株式会社東京三菱銀行が設立され、バンク・オブ・トウキョウ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2005年10月1日に、間接株主の株式会社三菱東京フィナンシャル・グループ(以下「MTFG」という。)は、株式会社UFJホールディングス(以下「UFJ」という。)と合併し、新規金融グループの株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ(以下「MUFG」という。)となった。

2006年1月1日に、親銀行の株式会社東京三菱銀行は、株式会社UFJ銀行と合併し、株式会社三菱東京UFJ銀行となり、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシ(ルクセンブルグ)エス・エイは、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイに名称を変更した。

2007年4月2日に、当行は、共に持株会社である三菱UFJフィナンシャル・グループ(MUFG)の子会社である三菱UFJ信託銀行株式会社が70%および株式会社三菱東京UFJ銀行が30%を共同で出資する子会社に変更された。その結果、バンク・オブ・トウキョウ・ミツビシUFJ(ルクセンブルグ)エス・エイは、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ(以下「MUGC」という。)に名称を変更した。

2008年4月28日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、新株49,080株を発行し、資本金は1,817,968.52米ドル増加した。発行済株式資本総額は、現在37,117,968.52米ドルである。MIBLの主たる株主2社は、株式資本92.25%を保有しており、三菱UFJ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京UFJ銀行が28.53%を保有している。

2014年8月7日に、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、アイルランド共和国、ダブリン2、ローワー・レッスン・ストリート12-13、オーモンド・ハウスを所在地とする外国支店を開設した。ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイ、ダブリン支店は、1993年のUE規則に準拠して、金融機関に907648番で登録された。

2016年5月1日付で、ミツビシUFJグローバルカストディ・エス・エイは、その名称をルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.(以下「MIBL」という。)へ変更した。

取締役会のメンバーは、三菱UFJ信託銀行株式会社のグループおよび株式会社三菱東京UFJ銀行のグループの専務取締役である。事業方針および評価基準は、ルクセンブルグの現行法規に定められている場合を除き、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループにおいて適用されているものに準拠して、取締役会によって決定および監督される。

1.2. 事業の性質

当行の事業目的は、当行自身およびルクセンブルグ大公国内外の第三者のための銀行業務または金融業務を行うこと、ならびに工業、商業、不動産といった上記の主目的に直接または間接的に関連するその他のすべての業務を行うことにある。

より具体的には、当行は投資運用サービスに活動を集中している。

当行における取引の大部分は、株式会社三菱東京UFJ銀行のグループ企業との間で、直接または間接的に完結するものである。

1.3. 財務書類

当行は、資本の表示通貨である米ドルを基準にして財務書類を作成している。当行の会計年度は、暦年と一致している。

注２ 重要な会計方針の要約

当行の財務書類は、ルクセンブルグ大公国における法律および規制ならびにルクセンブルグ大公国の銀行部門で一般に公正妥当と認められている会計基準に準拠して、取得原価主義で作成されている。

これらを遵守するにあたって、以下の重要な会計基準が適用される。

2.1. 貸借対照表における取引計上日

貸借対照表における資産および負債は、かかる金額が確定した日、つまり権利移転日付で計上される。

2.2. 外貨

当行は、すべての取引を契約締結日における一または複数の取引通貨で計上する、複数通貨会計システムを採用している。

資産および負債は、貸借対照表の日付のスポット為替レートで米ドルに換算される。再評価によって生じる実現および未実現損益は、当期の損益に計上されるが、取得為替レートで計上される外国為替予約契約（スワップおよびヘッジ外国為替予約契約）によって特にカバーされたものから生じる実現および未実現損益はこの限りではない。

外貨建ての収益および費用は、日々、実勢為替レートで米ドルに換算される。

期末現在、すべての未決済の先渡取引は、満期までの残存期間に対応した貸借対照表の日付における実勢フォワード・レートで米ドルに換算される。

スポット取引およびスワップ取引に連動する未決済の先渡取引から生じる損益は、貸借対照表の日付に見越し計上される。かかる取引の再評価は、当期の損益に影響を与えない。

2.3. デリバティブ金融商品

金利スワップ、フォワード・レート契約、金融先物およびオプションのような、デリバティブ金融商品から派生している当行のコミットメントは、取引日にオフ・バランス・シート項目として計上される。

必要があれば、期末日に、当行の各コミットメントの時価による再評価によって生じる未実現損失に対して引当金が設定される。

当行は、2016年12月31日現在、先渡デリバティブ損失にかかる引当金は45,798米ドルにのぼる（2015年：57,517米ドル）。

金融商品が明らかに資産または負債をカバーかつ経済的統一している場合、または金融商品が逆取引でヘッジされているためにオープン・ポジションが存在しない場合においては、かかる引当金は設定されない。

2.4. 貸倒れおよび回収不能債務に関する特定価値調整

取締役会において、貸倒れおよび回収不能とみなされた債務に関して特定価値調整を行うのが当行の方針である。

特定価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.5. 証書、ローンおよび貸付金ならびにリース取引にかかる見込み損失に対する価値調整

ローンおよび貸付金の見込み損失に対する価値調整がある場合は、関連する資産から控除される。

2.6. リスク持高に対する一括引当金

当行は、ルクセンブルグの税法に準拠して、銀行監督諮問管理法に規定されているように、リスク持高に対する一括引当金を設定することができる。引当金の目的は、財務書類作成日にはまだ確認されていないが具体化すると考えられるリスクを考慮することにある。

税務局長によって1997年12月16日に発行された指図書に従い、当行のリスク持高の税引前かつ

1.25%を超えない当該引当金が設定されなければならない。

当行は、2016年12月31日現在、当該引当金を計上しなかった（2015年：なし）。

2.7. 譲渡可能有価証券

譲渡可能有価証券は、当初、購入価格で計上される。当初の評価には平均原価法が使用される。注2.5.の詳述に従って計算されたまたは価値が減少したことによって生じる価値調整は、勘定残高から控除される。

2.8. 有形および無形資産

有形および無形資産は、購入価格で評価される。耐用年数が限られている有形および無形固定資産の価値は、かかる資産の下記の耐用年数に渡って体系的に償却するために計算された価値調整分減少する。

ハードウェア機器：4年

ソフトウェア：4年および5年

その他の無形資産：5年

その他の有形資産：10年

2.9. 関連会社株式

貸借対照表の日付において、金融固定資産として保有される関連会社株式は、低価法で計上される。

2.10. 税金

税金は、関連する勘定が属する会計年度において発生主義で計上される。

2.11. 前払金および未収収益

かかる資産項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した支出を含む。

2.12. 未払金および繰延利益

かかる負債項目は、次期会計年度に関連する、当期会計年度中に発生した収益を含む。

2.13. 引当金

引当金は、その性質が明白に規定され、貸借対照表日付現在で発生する可能性が高いかまたは確実に発生するが、発生する金額または日付は不確定である損失または債務を補填することを目的としている。

注3 金融機関に対するローンおよび貸付金

金融機関に対するローンおよび貸付金は、要求払いのものを除き、残存期間別に以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
3か月以下	477,000,000	227,000,000
3か月超1年以下	578,000,000	804,767,000
	<u>1,055,000,000</u>	<u>1,031,767,000</u>

注4 譲渡可能有価証券

「関連会社株式」および「株式およびその他の変動利回り有価証券」の項目に表示されている譲渡可能有価証券はすべて、8,036,038米ドルおよび13,162米ドル（2015年：8,260,895米ドルおよび13,556米ドル）の未上場有価証券で構成される。

関連会社株式の要約

2016年12月31日現在、当行は以下の会社の資本を少なくとも20%保有していた。

	取得原価 米ドル	保有資本 %	2016年12月31日 現在の資本および 準備金 米ドル	2016年12月31日 終了年度の損益 米ドル
MUFGルクスマネジメント カンパニーS.A.	7,778,825	100%	10,025,692	862,404
三菱ＵＦＪインベスターサービス株 式会社	257,213	100%	1,155,971	197,911

2016年12月31日現在、「MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.」および「三菱ＵＦＪインベスターサービス株式会社」の株式資本は、それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円（2015年：それぞれ7,375,041.83ユーロおよび30,000,000円）にのぼる。

注 5 固定資産の変動

以下の変動は、当期中に当行の固定資産に対して生じたものである。

固定資産：

	期首現在 価値総額 米ドル	追加 米ドル	売却 米ドル	為替差額 米ドル	期末現在 価値総額 米ドル	価値調整 累計 米ドル	期末現在 価値純額 米ドル
1. 関連会社株式	8,260,895	0	0	(224,857)	8,036,038	0	8,036,038
2. 有形資産	16,468,587	1,311,229	(146,858)	(478,305)	17,154,653	12,527,533	4,627,120
a) ハードウェア	1,281,369	73,404	(138,439)	(37,215)	1,179,119	931,947	247,172
b) ソフトウェア	12,930,805	1,193,087	0	(375,556)	13,748,336	10,272,378	3,475,958
c) その他付属品、 家具、機器、 車両	2,256,413	44,738	(8,419)	(65,534)	2,227,198	1,323,208	903,990
3. 無形資産	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
有価約因に基づい て取得したのれん	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

価値ある対価として取得されたのれんは、他機関の顧客の一部の買収の価値を表す。

注 6 前払金および未収収益

当行の前払金および未収収益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
前払法人税	119,089	122,070
未収利息	4,629,590	1,536,361
前払一般経費	341,661	2,814,757
信託業務手数料	1,659,378	1,517,776
全体保管手数料	9,508,271	9,426,884
投資ファンド手数料	3,256,497	3,429,370
その他の前払金	320,567	214,721
米国内国歳入庁、米国税務当局に支払われた前払金	2,285,714	2,552,106
未収還付付加価値税（VAT）	2,536,828	9,666,345
為替スワップでカバーされたポジションにかかる 為替差損益の中立化	0	4,970,383

管理会社手数料	357,395	98,351
その他の未収収益	1,083,098	237,768
	<u>26,098,088</u>	<u>36,586,892</u>

注 7 外貨建て資産

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て資産の総額は、3,681,116,769米ドル（2015年：1,553,051,527米ドル）である。

注 8 顧客未払金

2016年12月31日現在、要求払いのものを除く債務は、10,000,000米ドル（2015年：0米ドル）であった。

注 9 その他の負債

当行のその他の負債は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
優先債務	732,625	436,777
諸債務	<u>1,047,143</u>	<u>793,848</u>
	<u>1,779,768</u>	<u>1,230,625</u>

注10 未払金および繰延利益

当行の未払金および繰延利益は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
未払利息	113,912	122,762
未払一般経費	3,551,199	2,575,482
未払手数料	6,454,913	5,881,654
その他の未払費用	51,140	16,324
その他の仮受金	56,719	55,674
保管報酬に関連する繰延収益	721,710	0
税務当局から受領した2012年-2014年度の未収還付付加価値税（VAT）	1,556,606	0
外国通貨スワップでカバーされたポジションにかかる為替差損益の中立化	4,955,817	0
	<u>17,462,016</u>	<u>8,651,896</u>

注11 税金 - 為替差損失：繰延税金

ルクセンブルグの財政法上、当行の貸借対照表および損益計算書はユーロ表示が義務付けられている。財政目的で当行の株式をユーロ等価物に換算し未実現損益が生じたために、財政目的で確定された当行の収益が、会計目的で報告された収益と著しく異なることがあり得る。

銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1987年7月16日（改正）法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲について中和することができる。

ただし、銀行の投資株式にかかる為替換算利益の財政的中和が認められた1983年7月23日法に準拠して、通常状況下においては、米ドルがユーロに対して強く（ドル高に）なったことで生じる将来の未実現利益は、過去の繰越未実現損失の金額を超える範囲についてのみ中和することができる。

その結果、株式にかかる未実現換算損失は、時間差異から生じるものと考えられ、当行は会計所得にかかる所得税を繰延税とする。

2014年12月31日現在、ユーロが米ドルに対して弱く（ユーロ安に）なったため、株式にかかる為替差益は、累積していた負のポジションを補填した。繰延税負債は、2014年12月、0米ドルに減少した。

2016年12月31日現在、繰延税負債はなかった。

注12 その他の引当金

当行のその他の引当金は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
報酬引当金	1,167,614	964,145
先渡取引の未実現損失に対する引当金（注2.3.）	45,798	57,517
米税金に関連する税金負債に対する引当金	0	2,512,372
	<u>1,213,412</u>	<u>3,534,034</u>

2016年12月31日に終了した年度の損益計算書における2,237,832米ドルは、2015年に設定された2,512,372米ドルにのぼる米税金に関連する税金負債に対する引当金の部分的な償却に関連するものである。

注13 発行済資本

当行の発行済かつ全額払込済資本は、クラスAの953,000株およびクラスBの49,080株に対して37,117,969米ドルである。

注14 準備金および繰越損益の変動

	法定準備金 米ドル	その他の準備金 米ドル	繰越損益 米ドル
2016年1月1日現在の残高	3,711,797	93,600,356	39,348
2015年12月31日終了年度の利益			13,203,388
利益の増加			
- 株主への配当金支払			(22,950)
- 純資産税準備金への振替		3,348,440	(3,348,440)
- 2010年純資産税準備金からの振替		(3,130,000)	3,130,000
- 自由準備金への割り当て		13,000,000	(13,000,000)
2016年12月31日現在の残高	<u>3,711,797</u>	<u>106,818,796</u>	<u>1,346</u>

ルクセンブルグの法律に従い、当行は毎年の純利益の最低5%相当額を法定準備金として、かかる準備金が株式資本の10%に達するまで、充当しなければならない。当該充当は翌年に行われる。法定準備金の分配は制限されている。当行は発行済資本の10%に達しているため、当該要件は満たされている。

当行は、ルクセンブルグの法律に基づいて、当該年度が支払期限である純資産税のすべてまたは一部について税額控除の適用を選択した。ただし、当該税額控除は、前年度が支払期限である税額控除調整前の法人税額を上限とする。当該控除から利益を得るためには、翌年度末以前に純資産税額控除の5倍にあたる金額を特別準備金に計上するという立場を表明しなければならず、これを5年間維持しなければならない。

2015年11月19日付でルクセンブルグ税務当局により発行された通達、Fort. N° 47bisは、納税者が2014年および2015年の両年度の純資産税控除の恩恵を十分に受けるために純資産税準備金を一つのみ設定することが出来るよう、専門の規則を定めている。かかる引当金は、2014年および2015年(経過措置)に利用可能な最も高い控除額の5倍に相当する。総額15,872,698米ドル(2015年: 15,519,398米ドル)の純資産税準備金は、当行のその他の準備金に含まれている。

2016年3月24日付の年次株主総会において決議されたとおり、当行は、3,348,440米ドルを2016年の純資産税準備金に割り当て、また、2010年の純資産税準備金3,130,000米ドル(2,333,120ユーロ)を準備金に計上した。さらに、2016年7月28日付で、当行は、2014年-2015年の任意の純資産税準備金から、134,860米ドルを振替えた。

2016年12月31日現在、純資産税の特別準備金の累積残高は、以下のとおりである。

	2016年 純資産税準備金 米ドル	2016年 純資産税準備金 ユーロ
2011年	3,100,000	2,388,015
2012年	3,304,122	2,506,160
2013年	3,101,000	2,250,445
2014年-2015年	3,019,136	2,495,050
2016年	3,348,440	3,082,425
2016年12月31日現在の残高	<u>15,872,698</u>	<u>12,722,095</u>

2005年に、株主は、総額60,000,000米ドルの特別オンライン費用準備金の設定を承認した。同年に、当行は、当該準備金から50,000,000米ドルを使って特別オンライン費用から生じた損失を補填した。残りの10,000,000米ドルは、当行の2016年12月31日現在のその他の準備金に含まれている。

注15 関連会社残高

2016年12月31日現在、以下の関連会社残高が未決済となっている。

資産

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,563,578	1,794,463,543
関連会社株式	8,036,038	8,260,895
前払金および未収収益	11,780,647	8,355,333
	<u>2,623,380,263</u>	<u>1,811,079,771</u>

負債

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
金融機関に対する未払金	1,532,309,759	1,405,787,905
顧客に対する未払金	94,447,464	297,629,189
未払金および繰延利益	4,161,707	1,969,812
	<u>1,630,918,930</u>	<u>1,705,386,906</u>

当行は、2016年12月31日現在および同日に終了した会計年度において、国際会計基準第24号「関連当事者についての開示」で定義されるとおり、取引条件が一般の独立当事者間取引と同様でない、いかなる重大な関係会社間取引をも締結していない。

当行の要求により、ルクセンブルグ監督当局（ＣＳＳＦ）は、2013年6月26日付の（パート４）規則（ＥＵ）575／2013に基づいて、大口エクスポージャー規制の計算にグループ（三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ）に対するエクスポージャーを全額適用除外とすることを認めた。

2016年12月31日現在、グループに関する当該適用除外金額は、2,638,147,665米ドルであり、内訳は以下のとおり分析される。

	2016年 米ドル
金融機関に対するローンおよび貸付金	2,603,439,021
前払金および未収収益	4,628,589
外国為替取引（市場リスク手法）	30,080,055
	<u>2,638,147,665</u>

注16 外貨建て負債

2016年12月31日現在、米ドルに換算した、当行の外貨建て負債の総額は、3,687,241,556米ドル（2015年：1,556,640,235米ドル）である。

注17 偶発債務

当行の偶発債務は、以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
発行済念書	545,385	556,865

期末現在、関連会社残高はなかった。

注18 コミットメント

当行は、貸借対照表およびオフ・バランス・シートのいずれにも開示されていないが、当行の財政状態を査定する上で重要な一定のコミットメントを締結した。かかるコミットメントの詳細は以下のとおりである。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
建物の固定賃貸料支払契約に関するコミットメント	1,351,407	2,313,443

期末現在、関連会社残高はなかった。

注19 通貨為替レート、金利およびその他の市場金利に連動する運用

2016年12月31日および2015年12月31日現在、流通している先渡取引の種類は以下のとおりである。

通貨為替レートに連動する運用

- 為替先渡取引（スワップ、アウトライト）

外貨為替レートと連動する運用は、大抵、持高をカバーする目的で行われる。

注20 投資運用業務および引受業務

当行が提供する運用および代理業務には、以下の項目が含まれる。

- 譲渡可能有価証券の保管および管理事務
- 信託代理
- 代理店機能
- ポートフォリオ運用および顧問

注21 その他の事業収益

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
管理会社から受領したサブ・レンタル報酬 （品質保証契約）	66,722	66,016
過年度の一般経費調整からの利益	161,260	133,860
過年度の手数料の調整	437,964	68,793
その他	110,970	78,402
	776,916	347,071

注22 その他の事業費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
過年度の一般経費調整からの費用	122,929	65,072
過年度の手数料	293,332	115,459
過年度の利息	15,350	4,677
その他事業損失	17,528	19,965
	<u>449,139</u>	<u>205,173</u>

注23 従業員数

当期における当行の平均従業員数は以下のとおりである。

	2016年 人数	2015年 人数
上級管理職	29	18
中間管理職	71	76
従業員	76	70
	<u>176</u>	<u>164</u>

注24 経営者報酬

当期に当行は、当行の管理職に対しその経営責任を考慮して以下のとおり手当を与えた。

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
上級管理職	<u>5,151,542</u>	<u>4,931,286</u>

当期中に取締役会および一般管理職のメンバーとの間で年金に関する契約は結ばれなかった。

2016年12月31日および2015年12月31日現在、当行は、取締役会および一般管理職のメンバーに対して貸付および与信をしていなかった。

注25 その他の一般管理費用

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
賃貸および関連費用	1,067,196	1,028,303
通信費用	361,065	316,394
専門家報酬	4,308,794	1,925,092
データ費用	1,223,338	1,310,126
維持費	933,559	857,527
旅費、交通費、出張費	135,383	260,850
業務費用	3,985,016	3,475,225
システム費用	12,041,688	10,158,996
業務契約	5,057,176	3,685,300
その他の費用	1,433,103	1,214,178
	<u>30,546,318</u>	<u>24,231,991</u>

2016年12月29日現在、当行は、2012年度から2015年度までの前払費用（専門家報酬：701,908米ドル、システム費用：672,840米ドル）として扱われていた専門家報酬およびシステム費用の残高を、費用計上している。

また、これらの2項目に対する費用の増加は、2016年度中に開始するプロジェクトに起因する。

注26 税金

26.1. 経常収益にかかる税金

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
法人税	6,270,710	5,215,462
地方事業税	1,892,182	1,566,236
	<u>8,162,892</u>	<u>6,781,698</u>

26.2. 前勘定科目に表示されていないその他の税金

	2016年 米ドル	2015年 米ドル
純資産税	33	23,247
付加価値税（VAT）	661,473	644,289
その他の税金	50,042	44,695
	<u>711,548</u>	<u>712,231</u>

注27 親会社

2015年12月31日現在、当行は、日本の法律に準拠して設立され登録事務所を東京都に持つ、共に持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJG）の子会社である三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社が63.72%および株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行が28.53%を共同で出資する子会社である。

当行の財務書類には、日本国財務省関東財務局の登録金融機関番号33を有し、日本の郵便番号100-8212、東京都千代田区丸の内一丁目4番5号に登録住所を有する三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社の連結財務書類が含まれている。

持株会社である三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ（MUFJG）の連結財務書類は、日本の郵便番号100、東京都千代田区丸の内二丁目7番1号所在の本社より入手することができる。

注28 預金保証制度

金融機関および特定の投資会社の破綻処理、再編および清算手続きに関する法律ならびに預金保証および投資者への補償制度に関する法律（以下「法律」という。）を、金融機関および投資会社の再建、破綻処理に対する枠組みを設定したルクセンブルグ法指令2014/59/EUならびに預金保証および投資者への補償制度に関する指令2014/49/EUに置き替える案が、2015年12月18日に可決された。

「ルクセンブルグ預金保証協会」（以下「AGDL」という。）を通じて現在施行中の預金保証および投資者への補償制度は、新たな拠出制の預金保証および投資者への補償に置き換わる予定である。かかる新制度は、各預金者の適格な預金については100,000ユーロを上限とし、投資については20,000ユーロを上限として補填されるものである。法律はまた、特定の取引または特定の社会目的もしくはその他の目的を満たす預金について、12か月にわたって100,000ユーロを超える金額に対して補填されると規定している。

過年度にAGDL目的で財務書類において金融機関により設定された当該引当金は、ルクセンブルグの新たな銀行破綻処理基金である「ルクセンブルグ破綻処理基金」（以下「FRL」という。）に対する銀行の拠出に従って、それぞれ（未だ設立中である）ルクセンブルグの新たな預金保証基金である「ルクセンブルグ預金保証基金」（以下「FDGL」という。）に対して（選択した会計処理により）利用／取崩される。

法律第1条36において定義されるとおり、FRL積立額は、2024年末までにすべての参加各国における認可済み金融機関の付保預金額の少なくとも1%に達する見込みである。かかる金額は、2015年から2024年にわたって、年間拠出を通じて金融機関から回収される予定である。

法律第163条 8 において定義されるとおり、ＦＧＤＬの積立ての目標水準は、該当する金融機関の付保預金の0.8％に設定されており、年間拠出を通じて、2018年度末までに当該水準に達する見込みである。かかる拠出金は、2016年から2018年にわたる年間支払いの形態で行われる予定である。2016年度については、金融機関は、これらの拠出金を見込んで、財務書類中の既存のＡＧＤＬ引当金を（選択した会計処理により）利用／取崩すことにより、付保預金の0.2％の引当金を反映した。

法律第163条 8 において定義されるとおり、0.8％の水準に達した時に、ルクセンブルグの金融機関は、安全バッファとして追加の付保預金の0.8％を構築するために、さらに８年間継続して拠出するものとする。

2016年度において、当行はＣＳＳＦに対して429,984ドル（386,277ユーロ）の拠出金を支払った。

注29 金融商品の開示

29.1. 主要な非トレーディング金融商品

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,569	0	0	0	1,569
B C L 残高	1,980,129,297	0	0	0	1,980,129,297
金融機関に対するローン および貸付金	2,440,465,826	578,000,000	0	0	3,018,465,826
顧客に対するローンおよび 貸付金	147,465	0	0	0	147,465
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,162	13,162
合計	4,420,744,157	578,000,000	0	13,162	4,998,757,319
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,535,758,747	0	0	0	1,535,758,747
顧客に対する未払金	3,299,365,691	0	0	0	3,299,365,691
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目	0	0	0	0	0
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	545,385	0	0	0	545,385
合計	4,835,669,823	0	0	0	4,835,669,823

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の主要な非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる簿価	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル
金融資産					
商品クラス					
手元現金	1,041	0	0	0	1,041
B C L 残高	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
金融機関に対するローン および貸付金	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
顧客に対するローンおよび 貸付金	368,502	0	0	0	368,502
株式およびその他の変動 利回り有価証券	0	0	0	13,556	13,556
合計	2,787,226,465	804,767,000	0	13,556	3,592,007,021
金融負債					
商品クラス					
金融機関に対する未払金	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
顧客に対する未払金	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
偶発債務としてオフ・バラン スシートに開示されている 項目					
担保証券として差し入れられ た保証金および資産	556,865	0	0	0	556,865
合計	3,472,811,974	0	0	0	3,472,811,974

29.2. デリバティブ・非トレーディング金融商品

2016年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,513,328,420	14,474,319	0	0	1,527,802,739	15,342,558
スワップ	651,787,947	2,811,669	0	0	654,599,616	2,236,629
合計	2,165,116,367	17,285,988	0	0	2,182,402,355	17,579,187
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	1,395,026,531	14,882,836	0	0	1,409,909,367	14,796,033
スワップ	1,683,232,675	4,276,834	0	0	1,687,509,509	5,640,893
合計	3,078,259,206	19,159,670	0	0	3,097,418,876	20,436,926

上記の金額には、取引日が2016年12月31日以前で、評価日が2016年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

2015年12月31日現在、クラス別および残存期間別の店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品
（当行はトレーディングポートフォリオを有していない。）は以下のとおりである。

米ドルによる未払いの 想定元本	3 か月以下 米ドル	3 か月超 1 年以下 米ドル	1 年超 5 年以下 米ドル	5 年超 米ドル	合計 米ドル	公正価値 米ドル
金融資産						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
スワップ	1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
金融負債						
商品クラス						
外国為替取引						
先渡	2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
スワップ	532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
合計	2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

上記の金額には、取引日が2015年12月31日以前で、評価日が2015年12月31日以降である店頭デリバティブ・非トレーディング金融商品が含まれる。

29.3. 主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクに関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、主要な非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 簿価 米ドル	2015年 簿価 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
現金、ＢＣＬ残高	1,980,130,866	1,481,705,021
ＥＵ加盟国	1,980,130,866	1,481,705,021
金融機関に対するローンおよび貸付金	3,018,465,826	2,109,919,942
ＥＵ加盟国	413,806,919	255,517,247
北および中央アメリカ	757,029,131	342,992,404
アジア	1,828,577,178	1,507,118,254
ヨーロッパ（非ＥＵ加盟国）	9,261,471	3,405,065
オーストラリアおよびニュージーランド	9,791,127	886,972
顧客に対するローンおよび貸付金	147,465	368,502
ＥＵ加盟国	125,983	365,584
北および中央アメリカ	21,482	2,918
株式およびその他の変動利回り有価証券	13,162	13,556
北および中央アメリカ	10,547	10,863
ＥＵ加盟国	2,615	2,693
合計	4,998,757,319	3,592,007,021

29.4. デリバティブ・非トレーディング金融商品に関する情報

2016年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2016年 未払想定元本 米ドル	2016年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,299,763,106	12,134,109
アメリカ	228,039,632	3,208,449
スワップ		
ＥＵ加盟国	654,599,617	2,236,629
合計	2,182,402,355	17,579,187

2015年12月31日現在、当行は以下の、デリバティブ・非トレーディング金融商品に対する信用リスクにさらされている。

	2015年 未払想定元本 米ドル	2015年 リスク相当額 米ドル
金融資産		
商品クラス別かつ地域別		
外国為替取引		
先渡		
ＥＵ加盟国	1,366,652,545	12,240,622
アメリカ	647,955,936	3,542,987
アジア	233,760	1,194
スワップ		
ＥＵ加盟国	1,619,385,357	10,591,362
合計	3,634,227,598	26,376,165

[次へ](#)

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

BALANCE SHEET

December 31, 2016

(in USD)

ASSETS

	Notes	2016	2015
Cash, balances with central banks and post office banks	29.1., 29.3.	1.980.130.866	1.481.705.021
Loans and advances to credit institutions	3, 15, 29.1., 29.3.	3.018.465.826	2.109.919.942
a) repayable on demand		1.963.465.826	1.078.152.942
b) other loans and advances		1.055.000.000	1.031.767.000
Loans and advances to customers	29.1., 29.3.	147.465	368.502
Shares and other variable-yield securities	4, 15, 29.1., 29.3.	13.162	13.556
Shares in affiliated undertakings	4, 5, 15	8.036.038	8.260.895
Tangible assets	5	4.627.120	5.600.613
Other assets		158	136
Prepayments and accrued income	6, 15	26.098.088	36.586.892
TOTAL ASSETS	7	<u>5.037.518.723</u>	<u>3.642.455.557</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
BALANCE SHEET
 December 31, 2016
 (in USD)
 - continued -

LIABILITIES

	Notes	2016	2015
Amounts owed to credit institutions	15, 29.1.	1.535.758.747	1.410.185.042
a) repayable on demand		1.535.758.747	1.410.185.042
Amounts owed to customers	8, 15, 29.1.	3.299.365.691	2.062.070.067
a) repayable on demand		3.289.365.691	2.062.070.067
b) with agreed maturity dates		10.000.000	0
Other liabilities	9	1.779.768	1.230.625
Accruals and deferred income	10, 15	17.462.016	8.651.896
Provisions		13.349.845	12.645.069
a) provisions for taxation	11	12.136.433	9.111.035
b) other provisions	12	1.213.412	3.534.034
Subscribed capital	13	37.117.969	37.117.969
Reserves	14	110.530.593	97.312.153
Result brought forward	14	1.346	39.348
Profit for the financial year		22.152.748	13.203.388
 TOTAL LIABILITIES	 16	 <u>5.037.518.723</u>	 <u>3.642.455.557</u>

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
OFF BALANCE SHEET ITEMS
 December 31, 2016
 (in USD)

	Notes	2016	2015
Contingent liabilities	17, 29.1.	545,385	556,865
<u>of which:</u>			
guarantees and assets pledged as collateral security		545,385	556,865
Fiduciary operations	20	64,575,929,958	57,164,073,225

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
PROFIT AND LOSS ACCOUNT
 Year ended December 31, 2016
 (in USD)

	Notes	2016	2015
Interest receivable and similar income		29,666,848	10,274,222
<u>of which :</u>			
- Negative interest received on deposits		1,866,700	181,978
- Interest Gain from foreign currency swap		15,403,567	3,997,581
Interest payable and similar charges		(7,692,118)	(2,311,791)
<u>of which :</u>			
- Negative interest paid on loans and advances		(5,812,307)	(585,056)
- Interest Loss from foreign currency swap		(116,191)	(17,112)
Income from securities		1,540,691	433,631
Income from shares and other variable yield securities		1,540,691	433,631
Commission receivable		102,098,058	98,428,083
Commission payable		(49,567,473)	(43,648,148)
Net profit on financial operations		3,841,996	3,694,212
Other operating income	21	776,916	347,071
General administrative expenses		(49,304,431)	(41,802,616)
a) staff costs	23, 24	(18,758,113)	(17,570,625)
<u>of which:</u>			
- wages and salaries		(15,510,238)	(14,446,414)
- social security costs		(2,190,449)	(2,024,301)
<u>of which:</u>			
- social security costs relating to pensions		(1,388,637)	(1,258,548)
b) other administrative expenses	25	(30,546,318)	(24,231,991)
Value adjustments in respect of tangible and intangible assets		(2,121,992)	(1,999,802)
Other operating charges	22	(449,139)	(205,173)
Provision for contingent liabilities and for commitment	12	2,237,832	(2,512,372)
Tax on profit on ordinary activities	11, 26.1.	(8,162,892)	(6,781,698)
Profit on ordinary activities after tax		22,864,296	13,915,619
Other taxes not shown under the preceding items	26.2.	(711,548)	(712,231)
Profit for the financial year		22,152,748	13,203,388

The accompanying notes form an integral part of the annual accounts.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

NOTE 1 - GENERAL

1.1. Corporate matters

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. ("the Bank") was incorporated in Luxembourg on April 11, 1974 as a *société anonyme*.

On April 1, 1996, the Parent Bank, The Bank of Tokyo, Ltd., merged with The Mitsubishi Bank, Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi Ltd., and Bank of Tokyo (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A..

On October 1, 2005, the indirect shareholder, Mitsubishi Tokyo Financial Group, Inc. (MTFG) merged with UFJ Holdings, Inc. (UFJ) and formed a new financial group, Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG).

On January 1, 2006, the Parent Bank, The Bank of Tokyo-Mitsubishi, Ltd. merged with UFJ Bank Limited to form The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd., and Bank of Tokyo-Mitsubishi (Luxembourg) S.A. changed its name to Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A..

On April 2, 2007, the company became a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 70% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 30%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG). Consequently, Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ (Luxembourg) S.A. changed its name to MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. (MUGC).

On April 28, 2008, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A., has issued 49,080 new shares and the capital of the company has been increased by USD 1,817,968,52. The total subscribed share capital is currently set at USD 37,117,968,52. The two major shareholders of MIBL hold 92,25% of the capital, Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%.

On August 7, 2014, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has established an external branch located at Ormonde House, 12-13 lower Lesson Street, Dublin 2, Ireland. Mitsubishi UFJ Global Custody S.A., Dublin Branch is registered as credit institution pursuant to UE Regulation, 1993, under the number 907648.

On May 1, 2016, MITSUBISHI UFJ Global Custody S.A. has changed its name to MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. (MIBL).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The members of the Board of Directors are Senior Executives of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation Group and The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group. The business policy and valuation principles, unless prescribed by the legal requirements existing in Luxembourg, are determined and monitored by the Board of Directors in accordance with those applied in Mitsubishi UFJ Financial Group.

1.2. Nature of business

The object of the Bank is the undertaking for its own account, as well as for the account of third parties either within or outside the Grand-Duchy of Luxembourg, of any banking or financial operations, as well as all other operations, whether industrial or commercial or in real estate, which directly or indirectly relate to the main object described above.

More specifically, the Bank concentrates its activities on investment management services.

A significant volume of the Bank's transactions is concluded directly or indirectly with companies of The Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. Group.

1.3. Annual accounts

The Bank prepares its annual accounts in US Dollars (USD), the currency in which the capital is expressed. The Bank's accounting year coincides with the calendar year.

NOTE 2 - SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

The Bank prepares its annual accounts under the historical cost principle in accordance with the laws and regulations in force in the Grand-Duchy of Luxembourg and on the basis of accounting principles generally accepted in the banking sector in the Grand-Duchy of Luxembourg.

In observing these, the following significant accounting policies are applied.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.1. The date of recording of transactions in the balance sheet

Assets and liabilities are stated in the balance sheet on the date the amounts concerned become cleared funds, that is, on their date of effective transfer.

2.2. Foreign currencies

The Bank maintains a multi-currency accounting system which records all transactions in the currency or currencies of the transaction, on the day on which the contract is concluded.

Assets and liabilities are converted into USD at the spot exchange rates applicable at the balance sheet date. Both realised and unrealised profits and losses arising on revaluation are accounted for in the profit and loss account for the year, except for those resulting from items specifically covered by a forward foreign exchange contract (swap and hedging forward foreign exchange contract) which are recorded at historical exchange rates.

Revenues and expenses in foreign currencies are translated into USD daily at the prevailing exchange rates.

At the year-end, all unsettled forward transactions are translated into USD at the forward rate prevailing on the Balance Sheet date for the remaining maturities.

Results on unsettled forward transactions linked to spot transactions and on swap transactions are accrued at the balance sheet date. The revaluation of these transactions does not affect the result of the financial year.

2.3. Financial instruments derivatives

The Bank's commitments deriving from the derivatives financial instruments such as interest rate swaps, forward rate agreements, financial futures and options are recorded on the transaction date among the off balance sheet items.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

At the year-end, where necessary, a provision is set up in respect of individual unrealised losses resulting from the revaluation of the Bank's commitments at market value.

The Bank has constituted a provision for forward derivatives Loss as of December 31, 2016 for an amount of USD 45,798 (2015: USD 57,517).

No provision is set up in those cases where a financial instrument clearly covers an asset or a liability and economic unity is established or where a financial instrument is hedged by a reverse transaction so that no open position exists.

2.4. Specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts

It is the Bank's policy to establish specific value adjustments in respect of doubtful and irrecoverable debts, as deemed appropriate by the Board of Directors.

Value adjustments, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.5. Value adjustments for possible losses on bills, loans and advances and leasing transactions

The value adjustments for possible losses on loans and advances, if any, are deducted from the assets to which they relate.

2.6. Lump-sum provision for risk exposures

In accordance with the Luxembourg tax legislation, the Bank can establish a lump-sum provision for risk exposures, as defined in the legislation governing prudential supervision of banks. The purpose of the provision is to take account of risks which are likely to crystallise but which have not yet been identified as at the date of preparation of the annual accounts.

Pursuant to the Instructions issued by the *Directeur des Contributions* on December 16, 1997, this provision should be made before taxation and should not exceed 1,25% of the Bank's risk exposures.

The Bank has not constituted any provision as of December 31, 2016 (2015: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.7. Transferable securities

Transferable securities are recorded initially at their purchase price. The average cost method is used for initial recognition. Value adjustments, calculated as described in note 2.5. or arising from a diminution of value, are deducted from the account balance.

2.8. Tangible and intangible assets

Tangible and intangible assets are valued at purchase price. The value of tangible and intangible fixed assets with limited useful economic lives is reduced by value adjustments calculated to write off the value of such assets systematically over their useful economic lives as follows:

Hardware equipment: 4 years;
Software: 4 years and 5 years;
Other intangible assets: 5 years;
Other tangible assets: 10 years.

2.9. Shares in affiliated undertakings

At the Balance Sheet date, shares in affiliated undertakings held as financial fixed assets are stated at the lower of cost or market value.

2.10. Taxes

Taxes are accounted for on an accruals basis in the accounts of the year to which they relate.

2.11. Prepayment and accrued income

This asset item includes expenditure incurred during the financial year but relating to a subsequent financial year.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

2.12. Accruals and deferred income

This liability item includes income received during the financial year but relating to a subsequent financial year.

2.13. Provisions

Provisions are intended to cover losses or debts the nature of which is clearly defined and which, at the date of the balance sheet are either likely to be incurred or certain to be incurred but uncertain as to their amount or as to the date on which they will arise.

NOTE 3 - LOANS AND ADVANCES TO CREDIT INSTITUTIONS

Loans and advances to credit institutions other than those repayable on demand may be analysed according to their remaining maturity as follows:

	2016 USD	2015 USD
Not more than three months	477.000.000	227.000.000
More than three months but less than one year	578.000.000	804.767.000
	<u>1.055.000.000</u>	<u>1.031.767.000</u>

NOTE 4 - TRANSFERABLE SECURITIES

Transferable securities shown under the items "Shares in affiliated undertakings" and "Shares and other variable yield securities" consist entirely of unlisted securities for USD 8.036.038 and USD 13.162 (2015: USD 8.260.895 and USD 13.556).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

Summary of shares in affiliated undertakings

At December 31, 2016, the Bank held at least 20 % of the capital of the following companies:

	Cost	Capital held	Capital and reserves at 31/12/2016	Result for the year ended 31/12/2016
	USD	%	USD	USD
MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A.	7.778.825	100 %	10.025.692	862.404
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited	257.213	100 %	1.155.971	197.911

As of December 31, 2016, the share capital of "MUFG LUX MANAGEMENT COMPANY S.A." and MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES Limited" amount respectively to EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively (2015: EUR 7.375.041,83 and JPY 30.000.000 respectively).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2016
- continued -

NOTE 5 - MOVEMENTS IN FIXED ASSETS

The following movements have occurred in the Bank's fixed assets in the course of the financial year:

FIXED ASSETS:

	Gross value at the beginning of the financial year USD	Additions USD	Disposals USD	Exchange difference USD	Gross value at the end of the financial year USD	Cumulative value adjustment s USD	Net value at the end of the financial year USD
1. Shares in affiliated undertakings	8,260,895	0	0	(224,857)	8,036,038	0	8,036,038
2. Tangible assets	16,468,587	1,311,229	(146,858)	(478,305)	17,154,653	12,527,533	4,627,120
a) Hardware	1,281,369	73,404	(138,439)	(37,215)	1,179,119	931,947	247,172
b) Software	12,930,805	1,193,087	0	(375,556)	13,748,336	10,272,378	3,475,958
c) Other fixtures and fittings, flat furniture, equipment and vehicles	2,256,413	44,738	(8,419)	(65,534)	2,227,198	1,323,208	903,990
3. Intangible assets	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0
Goodwill acquired for valuable Consideration	1,945,439	0	0	0	1,945,439	1,945,439	0

Goodwill acquired for valuable consideration represents the value of the takeover of part of the client base of another institution.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 6 - PREPAYMENTS AND ACCRUED INCOME

The Bank's prepayments and accrued income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Prepaid income taxes	119.089	122.070
Accrued interest income	4.629.590	1.536.361
Prepaid general expenses	341.661	2.814.757
Commission on fiduciary operations	1.659.378	1.517.776
Commission on global custody	9.508.271	9.426.884
Commission on investment funds	3.256.497	3.429.370
Other prepayments	320.567	214.721
Advance paid to IRS, US Tax authorities	2.285.714	2.552.106
VAT recoverable	2.536.828	9.666.345
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	0	4.970.383
Commission from the Management Company	357.395	98.351
Other accrued income	<u>1.083.098</u>	<u>237.768</u>
	<u>26.098.088</u>	<u>36.586.892</u>

NOTE 7 - FOREIGN CURRENCY ASSETS

At December 31, 2016, the aggregate amount of the Bank's assets denominated in foreign currencies, translated into USD, is USD 3.681.116.769 (2015: USD 1.553.051.527).

NOTE 8 - AMOUNTS OWED TO CUSTOMERS

As at December 31, 2016, debts other than those repayable on demand amounted to USD 10.000.000 (2015: USD 0).

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 9 - OTHER LIABILITIES

The Bank's other liabilities may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Preferential creditors	732.625	436.777
Sundry creditors	<u>1.047.143</u>	<u>793.848</u>
	<u>1.779.768</u>	<u>1.230.625</u>

NOTE 10 - ACCRUALS AND DEFERRED INCOME

The Bank's accruals and deferred income may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Accrued interest expenses	113.912	122.762
Accrued general expenses	3.551.199	2.575.482
Accrued commission	6.454.913	5.881.654
Other accrued expenses	51.140	16.324
Other suspense receipt	56.719	55.674
Deferred income related to custody fees	721.710	0
VAT received from Tax authorities 2012-2014	1.556.606	0
Neutralization of foreign exchange results on position covered by foreign exchange swap	4.955.817	0
	<u>17.462.016</u>	<u>8.651.896</u>

- 19 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 11 - TAXATION - EXCHANGE DIFFERENCE: DEFERRED TAXATION

Under Luxembourg fiscal regulations, the Bank's fiscal Balance Sheet and its results of operations are required to be expressed in Euro. The earnings of the Bank as determined for fiscal purposes can differ substantially from earnings reported for accounting purposes as a result of unrealised profits or losses on the translation of the Bank's equity into Euro equivalents for fiscal purposes.

In accordance with the Law of July 16, 1987 (as modified), which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, unrealised gains which may be caused by a rise in the USD against the Euro can, under normal circumstances, be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

In accordance with the Law of July 23, 1983, however, which allows the fiscal neutralisation of translation gains on exchange on the investment of equity in banks, future unrealised gains which may be caused by a rise in the US dollar against the Euro can, under normal circumstances, only be neutralised to the extent of the amount that exceeds the unrealised translation losses previously carried forward.

Consequently, unrealised translation losses on equity are considered to result from a timing difference and the Bank has provided for revenue taxes on the accounting income as deferred taxation.

As at December 31, 2014, due to the depreciation of the Euro against US dollars, the foreign exchange gain on equity had compensated the accumulated negative position. The deferred tax liabilities had been reduced to USD 0 as of December 2014.

As at December 31, 2016, there is no deferred tax liabilities.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 12 - OTHER PROVISIONS

The Bank's other provisions may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Provision for remuneration	1.167.614	964.145
Provision for unrealized losses on forward deals (note 2.3.)	45.798	57.517
Provision for tax liabilities in relation with US taxes	0	2.512.372
	<u>1.213.412</u>	<u>3.534.034</u>

The amount of USD 2.237.832 in the Profit and Loss account for the year ended December 31, 2016 relates to partial write off of the provision of USD 2.512.372 created in 2015 for tax liabilities in relation with US taxes.

NOTE 13 - SUBSCRIBED CAPITAL

The Bank's subscribed and fully paid up capital amounts to USD 37.117.969 for 953.000 shares of Class A and 49.080 shares of Class B.

NOTE 14 - MOVEMENTS IN RESERVES AND RESULT BROUGHT FORWARD

	Legal reserve	Other reserves	Result brought forward
	USD	USD	USD
Balance at January 1, 2016	3.711.797	93.600.356	39.348
Profit for the year ended December 31, 2015			13.203.388
Appropriation of profit			
- Dividends paid to shareholders			(22.950)
- Transfer to reserves for Net Worth Tax		3.348.440	(3.348.440)
- Transfer from Reserve for NWT 2010		(3.130.000)	3.130.000
- Allocation to Free reserve		13.000.000	(13.000.000)
Balance at December 31, 2016	<u>3.711.797</u>	<u>106.818.796</u>	<u>1.346</u>

- 21 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

Under Luxembourg law, the Bank must appropriate to a legal reserve an amount equivalent to at least 5% of the annual net profit until such reserve is equal to 10% of the share capital. This appropriation is made in the following year. Distribution of the legal reserve is restricted. This requirement is satisfied as the Bank has reached 10% of the issued subscribed capital.

Based on the Luxembourg tax law, the Bank has elected to get a tax credit for all or part of the net worth tax due for that year. This tax credit is however, limited to the amount of the corporate income tax due for the previous year before the imputation of any tax credits. In order to profit from this credit, the Bank must commit itself to post before the end of the subsequent year an amount equal to five times the net worth tax credit to a special reserve, which has to be maintained for a period of five years.

The Circular I. Fort. N° 47bis issued by the Luxembourg Tax Authorities on 19 November 2015, provides for a dedicated rule allowing the taxpayer to create only one net wealth tax reserve to fully benefit from the Net Wealth Tax reduction for both 2014 and 2015. This reserve should correspond to five times the amount of the highest reduction available for 2014 and 2015 (transitional measure). The reserve for net worth tax is included in the Bank's other reserve for a total amount of USD 15.872.698 (2015: USD 15.519.398).

As resolved in the Annual General Meeting dated March 24, 2016, the Bank has allocated an amount of USD 3,348,440 to Reserve for Net Worth Tax 2016 and reversed the available Net worth tax constituted in 2010 which amounted to USD 3,130,000 (EUR 2,333,120). Additionally, on 28 July 2016, the Bank transferred USD 134,860 from free reserve to Net Worth Taxes reserve 2014-2015.

The accumulated balance of special reserve for Net Worth Taxes states as follows as at December 31, 2016.

Years	2016 Reserve for Net Worth Tax	2016 Reserve for Net Worth Tax
	USD	EUR
2011	3.100.000	2.388.015
2012	3.304.122	2.506.160
2013	3.101.000	2.250.445
2014 -2015	3.019.136	2.495.050
2016	3.348.440	3.082.425
Balance at December 31, 2016	<u>15.872.698</u>	<u>12.722.095</u>

- 22 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

In 2005, the Shareholders approved the creation of a special "On-line costs reserve" for a total amount of USD 60,000,000. In the same year, the Bank used the amount of USD 50,000,000 from this reserve to absorb the losses created by the special "On-line costs". The remaining balance of USD 10,000,000 is included in the Bank's other reserves as at December 31, 2016.

NOTE 15 - RELATED PARTY BALANCES

As at December 31, 2016, the following balances with related parties are outstanding:

ASSETS

	2016	2015
	USD	USD
Loans and advances to credit institutions	2,603,563,578	1,794,463,543
Shares in affiliated undertakings	8,036,038	8,260,895
Prepayments and accrued income	<u>11,780,647</u>	<u>8,355,333</u>
	<u>2,623,380,263</u>	<u>1,811,079,771</u>

LIABILITIES

	2016	2015
	USD	USD
Amounts owed to credit institutions	1,532,309,759	1,405,787,905
Amounts owed to customers	94,447,464	297,629,189
Accruals and deferred income	<u>4,161,707</u>	<u>1,969,812</u>
	<u>1,630,918,930</u>	<u>1,705,386,906</u>

The Bank has not entered into any significant transactions with related parties as defined in International Accounting Standards 24 "Related Party Disclosures" which were not made on terms equivalent to those that prevail in arm's length transactions as of December 31, 2016 and for the year then ended.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

At the request of the Bank, the CSSF has granted a total exemption for the exposures towards the group (Mitsubishi UFJ Financial Group) in the calculation of large exposure limits, in accordance with the Regulation (EU) No 575/2013 of June 26, 2013 (Part IV).

As at December 31, 2016, the amount towards the group falling under this exemption amounts to USD 2,638,147,665 and can be analysed as follows:

	2016
	USD
Loans and advances to credit institutions	2,603,439,021
Prepayments and accrued income	4,628,589
Foreign exchange transactions (Market Risk method)	30,080,055
	<u>2,638,147,665</u>

NOTE 16 - FOREIGN CURRENCY LIABILITIES

At December 31, 2016, the aggregate amounts of liabilities denominated in foreign currencies translated into USD is USD 3,687,241,556 (2015: USD 1,556,640,235).

NOTE 17 - CONTINGENT LIABILITIES

The Bank's contingent liabilities may be analysed as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Counter-guarantees issued	<u>545,385</u>	<u>556,865</u>

As at the year-end, there were no related party balances.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 18 - COMMITMENTS

The Bank has entered into certain commitments which are not disclosed neither in the Balance Sheet nor in the Off Balance Sheet Items, but which are significant for the purposes of assessing the financial situation of the Bank. Details of such commitments are as follows:

	2016	2015
	USD	USD
Commitments in respect of fixed rental payments contracted on buildings	<u>1.351.407</u>	<u>2.313.443</u>

As at the year-end, there are no related party balances.

NOTE 19 - OPERATIONS LINKED TO CURRENCY EXCHANGE RATES, INTEREST RATES AND OTHER MARKET RATES

The following types of forward transactions are outstanding as at December 31, 2016 and 2015:

Operations linked to currency exchange rates

- Forward exchange transactions (swaps, outright).

Operations linked to the foreign currency exchange rates are made to a large extent for the purposes of covering the existing positions.

NOTE 20 - INVESTMENT MANAGEMENT SERVICES AND UNDERWRITING FUNCTIONS

Management and agency services provided by the Bank include:

- Custody and administration of transferable securities;
- Fiduciary representations;
- Agency functions;
- Portfolio management and advice.

- 25 -

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 21 - OTHER OPERATING INCOME

	2016	2015
	USD	USD
Sub-Rental Fee received from the Management Company (Service level agreement)	66.722	66.016
Income from the adjustment of general expenses regarding previous years	161.260	133.860
Adjustment for commission previous years	437.964	68.793
Other	110.970	78.402
	<u>776.916</u>	<u>347.071</u>

NOTE 22 - OTHER OPERATING CHARGES

	2016	2015
	USD	USD
Charges from the adjustment of general expenses regarding previous years	122.929	65.072
Commission previous years	293.332	115.459
Interest on previous years	15.350	4.677
Others operating losses	17.528	19.965
	<u>449.139</u>	<u>205.173</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 23 - STAFF NUMBERS

The average number of persons employed during the financial year by the Bank is as follows:

	2016 Number	2015 Number
Senior management	29	18
Middle management	71	76
Employees	<u>76</u>	<u>70</u>
	<u>176</u>	<u>164</u>

NOTE 24 - MANAGEMENT REMUNERATION

The Bank has granted emoluments in respect of the financial year to the members of the managerial body of the Bank by reason of their responsibilities as follows:

	2016 USD	2015 USD
Senior management	<u>5,151,542</u>	<u>4,931,286</u>

During the financial year, no pension commitments to the members of the Board of Directors and General Management were made.

As at December 31, 2016 and 2015, the Bank did not grant any advances and credits to the members of the Board of Directors and General Management.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 25 - OTHER ADMINISTRATIVE EXPENSES

	2016	2015
	USD	USD
Rent and related expenses	1,067,196	1,028,303
Telecommunication expenses	361,065	316,394
Professional fees	4,308,794	1,925,092
Data charges	1,223,338	1,310,126
Maintenance	933,559	857,527
Travelling, moving, business trips	135,383	260,850
Service fee	3,985,016	3,475,225
System cost	12,041,688	10,158,996
Service contracts	5,057,176	3,685,300
Other expenses	<u>1,433,103</u>	<u>1,214,178</u>
	<u>30,546,318</u>	<u>24,231,991</u>

As of December 29, 2016 the Bank has booked as expenses the remaining balance of Professional fees and System costs treated as prepaid expenses for the year 2012 to year 2015.(Professional fees : USD 701,908, System cost : USD 672,840).

The increase of the costs for these two items are also due to projects started during the year 2016.

NOTE 26 - TAX

26.1. Tax on profit on ordinary activities

	2016	2015
	USD	USD
Corporate Income Tax	6,270,710	5,215,462
Municipal Business Tax	<u>1,892,182</u>	<u>1,566,236</u>
	<u>8,162,892</u>	<u>6,781,698</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

26.2. Other taxes not shown under the preceding items

	2016	2015
	USD	USD
Net worth tax	33	23.247
VAT	661.473	644.289
Other taxes	<u>50.042</u>	<u>44.695</u>
	<u>711.548</u>	<u>712.231</u>

NOTE 27 - PARENT UNDERTAKING

As of December 31, 2015, the Bank is a jointly capitalized subsidiary of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation by 63,72% and Bank of Tokyo-Mitsubishi UFJ Ltd. by 28,53%, which are under the same holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG), which is incorporated under the laws of Japan and whose registered office is in Tokyo.

The annual accounts of the Bank are included in the consolidated accounts of Mitsubishi UFJ Trust and Banking Corporation, with Registered Financial Institution number 33 at Kanto Local Finance Bureau Japan and registered address 4-5, Marunouchi 1-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100-8212, Japan.

The consolidated accounts of the holding company Mitsubishi UFJ Financial Group (MUFG) may be obtained from the head office at 7-1, Marunouchi 2-Chome, Chiyoda-Ku, Tokyo 100, Japan.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

NOTE 28 - DEPOSIT GUARANTEE SCHEME

The law related to the resolution, reorganisation and winding-up measures of credit institutions and certain investment firms and on deposit guarantee and investor compensation schemes ("the Law"), transposing into Luxembourgish law the directive 2014/59/EU establishing a framework for the recovery and resolution of credit institutions and investment firms and the directive 2014/49/EU related to deposit guarantee and investor compensation schemes, was passed on December 18, 2015.

The deposit guarantee and investor compensation scheme currently in place through the "Association pour la Garantie des Dépôts Luxembourg" (AGDL) will be replaced by a new contribution based system of deposit guarantee and investor compensation. This new system will cover eligible deposits of each depositor up to an amount of EUR 100.000 and investments up to an amount of EUR 20.000. The Law also provides that deposits resulting from specific transactions or fulfilling a specific social or other purpose are covered for an amount above EUR 100.000 for a period of 12 months.

The provisions which have been created in the past by credit institutions for the purpose of AGDL in their annual accounts will be used/released (depending on the accounting treatment chosen) according to the contributions of the banks to the new Luxembourg banking resolution fund "Fonds de résolution Luxembourg" (FRL), respectively to the new Luxembourg deposit guarantee fund "Fonds de garantie des dépôts Luxembourg" (FDGL), which is still to be established.

The funded amount of the FRL shall reach by the end of 2024 at least 1% of covered deposits, as defined in article 1 number 36 of the Law, of all authorized credit institutions in all participating Member States. This amount will be collected from the credit institutions through annual contributions during the years 2015 to 2024.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

The target level of funding of the FGDL is set at 0,8% of covered deposits, as defined in article 163 number 8 of the Law, of the relevant credit institutions and is to be reached by the end of 2018 through annual contributions. The contributions are to be made in the form of annual payments during the years 2016 to 2018. For 2016, the credit institutions have reflected a provision of 0,2% of covered deposits in order to anticipate these contributions, using/releasing (depending on the accounting treatment chosen) the existing AGDL provision in their annual accounts.

When the level of 0,8% is reached, the Luxembourgish credit institutions are to continue to contribute for 8 additional years in order to constitute an additional safety buffer of 0,8% of covered deposits as defined in article 163 number 8 of the Law.

In 2016 the Bank has paid a contribution to the CSSF for USD 429.984 (EUR 386.277) for FRL.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2016
- continued -

NOTE 29 - FINANCIAL INSTRUMENT DISCLOSURES

29.1. Primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	<= 3 months		> 3 months ≤ 1 year		> 1 year ≤ 5 years		> 5 years		Total
	USD		USD		USD		USD		USD
FINANCIAL ASSETS									
Instrument class									
Cash on hand		1,569		0		0		0	1,569
Balances with the BCL		1,980,129,297		0		0		0	1,980,129,297
Loans and advances to credit institutions		2,440,465,826		578,000,000		0		0	3,018,465,826
Loans and advances to customers		147,465		0		0		0	147,465
Shares and other variable yield securities		0		0		0		13,162	13,162
Total		4,420,744,157		578,000,000		0		13,162	4,998,757,319
FINANCIAL LIABILITIES									
Instrument class									
Amounts owed to credit institutions		1,535,758,747		0		0		0	1,535,758,747
Amounts owed to customers		3,299,365,691		0		0		0	3,299,365,691
Off-balance sheet items disclosed as contingencies		0		0		0		0	0
Guarantees and assets pledged as collateral security		545,385		0		0		0	545,385
Total		4,835,669,823		0		0		0	4,835,669,823

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2016
- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of primary non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At carrying amount in USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS					
Instrument class					
Cash on hand	1,041	0	0	0	1,041
Balances with the BCL	1,481,703,980	0	0	0	1,481,703,980
Loans and advances to credit institutions	1,305,152,942	804,767,000	0	0	2,109,919,942
Loans and advances to customers	368,502	0	0	0	368,502
Shares and other variable yield securities	0	0	0	13,556	13,556
Total	<u>2,787,226,465</u>	<u>804,767,000</u>	<u>0</u>	<u>13,556</u>	<u>3,592,007,021</u>
FINANCIAL LIABILITIES					
Instrument class					
Amounts owed to credit institutions	1,410,185,042	0	0	0	1,410,185,042
Amounts owed to customers	2,062,070,067	0	0	0	2,062,070,067
Off-balance sheet items disclosed as contingencies					
Guarantees and assets pledged as collateral security	556,865	0	0	0	556,865
Total	<u>3,472,811,974</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>0</u>	<u>3,472,811,974</u>

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
 December 31, 2016
 - continued -

29.2. Derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD		USD		USD		USD		USD		USD	
FINANCIAL ASSETS											
Instrument class											
Foreign exchange transactions											
Forwards		1 513 328 420		14 474 319		0		0		1 527 802 739	
Swaps		651 787 947		2 811 669		0		0		654 599 616	
Total		2 165 116 367		17 285 988		0		0		2 182 402 355	
										15 342 558	
										2 236 629	
										17 579 187	

FINANCIAL LIABILITIES
Instrument class

<i>Foreign exchange transactions</i>													
<i>Forwards</i>													
<i>Swaps</i>													
Total		1,395,026,531		14,882,836		0		0		1,409,909,367		14,796,033	
		1,683,232,675		4,276,834		0		0		1,687,509,509		5,640,893	
		<u>3,078,259,206</u>		<u>19,159,670</u>		<u>0</u>		<u>0</u>		<u>3,097,418,876</u>		<u>20,436,926</u>	

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2016 and a value date after December 31, 2016.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
NOTES TO THE ACCOUNTS
December 31, 2016
- continued -

As at December 31, 2015, the analysis of OTC derivative non-trading financial instruments (the Bank has no trading portfolio) by class and residual maturity is the following:

At notional payable amount in USD		≤ 3 months	> 3 months ≤ 1 year	> 1 year ≤ 5 years	> 5 years	Total	Fair value
		USD	USD	USD	USD	USD	USD
FINANCIAL ASSETS							
Instrument class							
<i>Foreign exchange transactions</i>							
Forwards		2,013,239,129	1,603,112	0	0	2,014,842,241	15,784,803
Swaps		1,611,373,895	8,011,462	0	0	1,619,385,357	10,591,362
Total		3,624,613,024	9,614,574	0	0	3,634,227,598	26,376,165
FINANCIAL LIABILITIES							
Instrument class							
<i>Foreign exchange transactions</i>							
Forwards		2,248,328,181	1,600,907	0	0	2,249,929,088	18,816,163
Swaps		532,382,521	0	0	0	532,382,521	2,303,443
Total		2,780,710,702	1,600,907	0	0	2,782,311,609	21,119,606

These amounts include OTC derivative non-trading financial instruments with a trade date before December 31, 2015 and a value date after December 31, 2015.

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.3. Information on credit risk on primary non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on primary non-trading financial instruments:

	2016	2015
	Carrying amount	Carrying amount
	in USD	in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Cash, balances with the BCL	1,980,130,866	1,481,705,021
<i>EU member countries</i>	1,980,130,866	1,481,705,021
Loans and advances to credit institutions	3,018,465,826	2,109,919,942
<i>EU member countries</i>	413,806,919	255,517,247
<i>North & Central America</i>	757,029,131	342,992,404
<i>Asia</i>	1,828,577,178	1,507,118,254
<i>Europe, non-EU member countries</i>	9,261,471	3,405,065
<i>Australia and New Zealand</i>	9,791,127	886,972
Loans and advances to customers	147,465	368,502
<i>EU member countries</i>	125,983	365,584
<i>North & Central America</i>	21,482	2,918
Shares and other variable yield securities	13,162	13,556
<i>North & Central America</i>	10,547	10,863
<i>EU member countries</i>	2,615	2,693
Total	4,998,757,319	3,592,007,021

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

29.4. Information on derivative non-trading financial instruments

As at December 31, 2016, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2016 Notional/payable amount in USD	2016 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	1,299,763,106	12,134,109
<i>America</i>	228,039,632	3,208,449
Swaps		
<i>EU member countries</i>	654,599,617	2,236,629
Total	2,182,402,355	17,579,187

MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.

NOTES TO THE ACCOUNTS

December 31, 2016

- continued -

As at December 31, 2015, the Bank is exposed to the following credit risk on derivatives non-trading financial instruments:

	2015 Notional/payable amount in USD	2015 Risk equivalent amount in USD
FINANCIAL ASSETS		
By instrument class and geographic location		
Foreign exchange transactions		
Forwards		
<i>EU member countries</i>	1,366,652,545	12,240,622
<i>America</i>	647,955,936	3,542,987
<i>Asia</i>	233,760	1,194
Swaps		
<i>EU member countries</i>	1,619,385,357	10,591,362
Total	<u>3,634,227,598</u>	<u>26,376,165</u>

(2) その他の訂正

(注) 下線部は訂正部分を示します。

表紙

< 訂正前 >

	(前略)	
代表者の役職氏名	マネージング・ディレクター	<u>寺脇 恒</u>
	(後略)	

< 訂正後 >

	(前略)	
代表者の役職氏名	マネージング・ディレクター	<u>鈴木 惣太</u>
	(後略)	

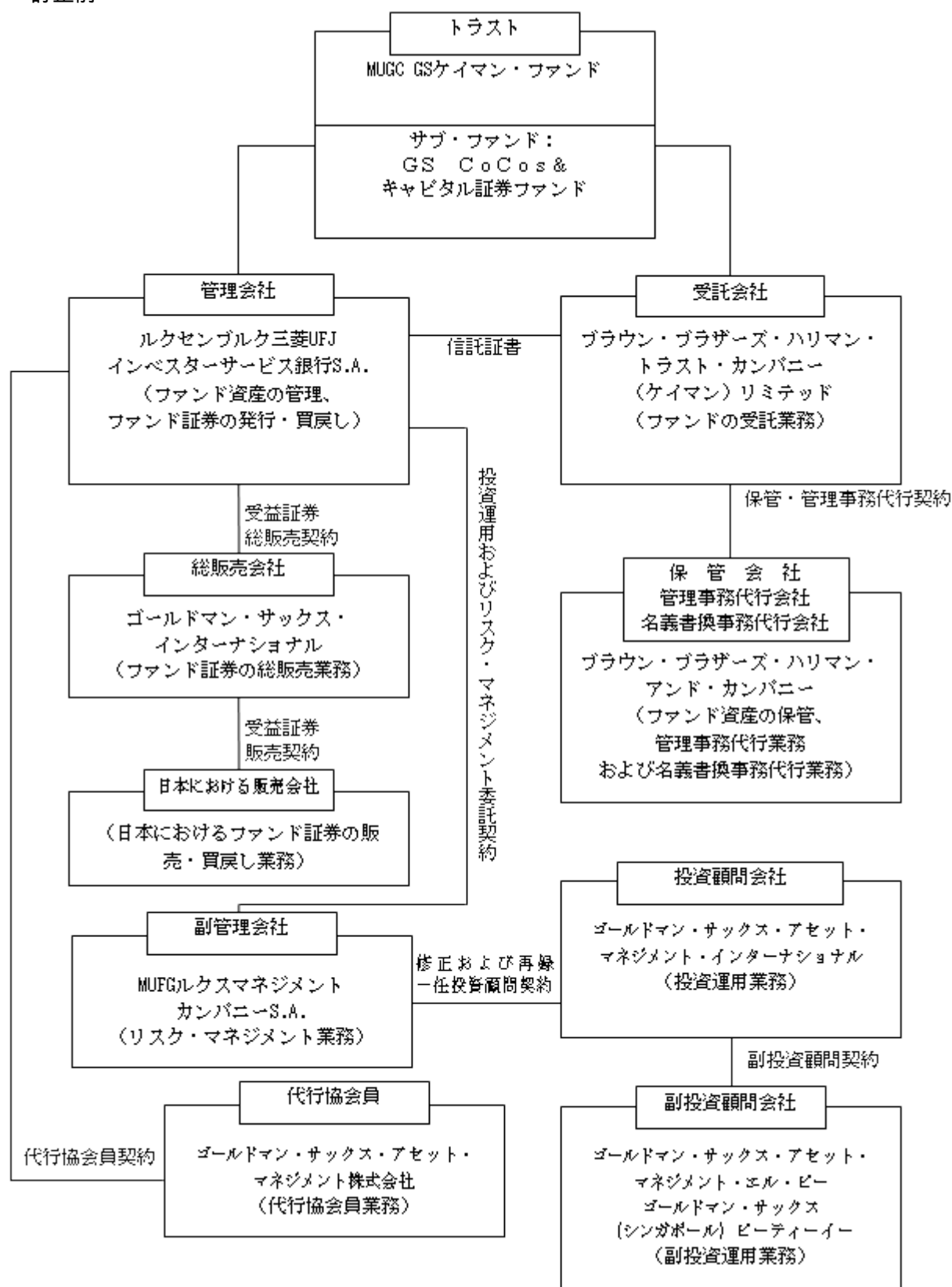
第二部 ファンド情報

第 1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(3) ファンドの仕組み ファンドの仕組み

<訂正前>



ファンドの仕組み

(後略)

```

graph TD
    Trust[トラスト  
MUGC GSケイマン・ファンド]
    Trust --- Management[管理会社  
ルクセンブルク三菱UFJ  
インベスターサービス銀行S.A.  
(ファンド資産の管理、  
ファンド証券の発行・買戻し)]
    Trust --- Trustee[受託会社  
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・  
トラスト・カンパニー  
(ケイマン) リミテッド  
(ファンドの受託業務)]
    
    Management --- Distribution[総販売会社  
ゴールドマン・サックス・  
インターナショナル  
(ファンド証券の総販売業務)]
    Distribution --- Japan[日本における販売会社  
(日本におけるファンド証券の販  
売・買戻し業務)]
    
    Trustee --- Custodian[保管会社  
管理事務代行会社  
名義書換事務代行会社  
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・  
アンド・カンパニー  
(ファンド資産の保管、  
管理事務代行業務  
および名義書換事務代行業務)]
    
    Management --- Investment[投資顧問会社  
ゴールドマン・サックス・アセット・  
マネジメント・インターナショナル  
(投資運用業務)]
    
    Japan --- Admin[代行協会  
代行協会契約  
ゴールドマン・サックス・アセット・  
マネジメント株式会社  
(代行協会会員業務)]
    
    Investment --- SubInvest[副投資顧問会社  
ゴールドマン・サックス・アセット・  
マネジメント・エル・ピー  
ゴールドマン・サックス・アセット・  
マネジメント(シンガポール) ビーティ  
イー・リミテッド 限  
(副投資運用業務)]
    
    Management --- Trustee --- Vertical[投資運用およびリスク・マネジメント委託契約]
    Investment --- SubInvest --- Vertical
  
```

ファンドの仕組み

113/129

管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

< 訂正前 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management L.P.)	副投資顧問会社 (G S A M ニューヨーク)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは平成19年6月29日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）」という。）（注4）を、ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイーは平成7年10月19日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A M シンガポール）」といい、副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）と併せて「副投資顧問契約」と総称する。）を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー (Goldman Sachs (Singapore) Pte.)	副投資顧問会社 (G S A M シンガポール)	

(後略)

< 訂正後 >

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
(中略)		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー (Goldman Sachs Asset Management L.P.)	副投資顧問会社 (G S A M ニューヨーク)	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピーは平成19年6月29日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）」という。）（注4）を、 <u>ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド</u> は平成7年10月19日付で副投資顧問契約（以下「副投資顧問契約（G S A M シンガポール）」といい、副投資顧問契約（G S A M ニューヨーク）と併せて「副投資顧問契約」と総称する。）を投資顧問会社と締結。同契約は、副投資運用業務について規定している。
ゴールドマン・サックス・ <u>アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド</u> (Goldman Sachs Asset Management (Singapore) Pte.Ltd.)	副投資顧問会社 (G S A M シンガポール)	

(後略)

管理会社の概況

() 大株主の状況

< 訂正前 >

(平成29年1月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	638,510株	63.72%
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	東京都千代田区丸の内二丁目7番1号	285,900株	28.53%

< 訂正後 >

(平成29年5月末日現在)

名称	住所	所有株式数	比率
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号	953,000株	95.10%

(4) ファンドに係る法制度の概要

準拠法の名称

< 訂正前 >

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。トラストは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

< 訂正後 >

トラストは、ケイマン諸島の法律に基づき設定され、ケイマン諸島の信託法（2017年改訂）（以下「信託法」という。）に基づき登録されている。トラストは、また、ミューチュアル・ファンドとして、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）により規制されている。

3 投資リスク

(3) リスクに関する参考情報

以下のとおり更新されます。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移



ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ファンドの設定日が2014年6月10日のため、左グラフの分配金再投資1口当たり純資産価格は2014年6月末以降のデータを表示する一方、左右グラフのファンドの騰落率については、設定1年後の2015年6月末以降のデータを表示しています。

- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

下記は過去の実績であり、将来の成果を保証するものではありません。

ファンドの年間騰落率および 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移

■ユーロ(年2回)クラス



■円(毎月)クラス



■円(年2回)クラス



- 年間騰落率は各月末における直近1年間の騰落率を表示したものです。
- ファンドの設定日が2014年6月10日のため、左グラフの分配金再投資1口当たり純資産価格は2014年6月末以降のデータを表示する一方、左右グラフのファンドの騰落率については、設定1年後の2015年6月末以降のデータを表示しています。

ファンドと他の代表的な資産クラス との騰落率の比較



- グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。
- すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
- 上記のグラフは、過去5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を表示したものです。ファンドにはベンチマークはありません。

●各資産クラスの指数

日本株：東証株価指数(TOPIX) (配当込み)

先進国株：MSCI コクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株：MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円換算ベース)

日本国債：NOMURA-BPI 国債

先進国債：シティ世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベースまたは円換算ベースの指数を採用しております。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した1口当たり純資産価格および当該1口当たり純資産価格の年間騰落率が記載されており、実際の1口当たり純資産価格および実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

4 手数料等及び税金

（５）課税上の取扱い

（Ａ）日本

< 訂正前 >

平成29年 3月31日 現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

平成29年 3月31日 現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

< 訂正後 >

平成29年 6月30日 現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（中略）

平成29年 6月30日 現在では、サブ・ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取り扱われる。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もある。

（後略）

[次へ](#)

５ 運用状況

（２）投資資産

以下の内容に更新されます。

投資有価証券の主要銘柄

< 投資信託 >

（平成29年４月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
				単価	合計	単価	合計	
１	Goldman Sachs Funds SICAV - Goldman Sachs CoCos & Capital Securities Portfolio	ルクセンブルグ	856,689.02	106.17	90,952,003.05	115.58	99,016,117.05	98.42
２	Goldman Sachs Funds, plc - Goldman Sachs US\$ LIQUID RESERVES FUND	アイルランド	233,325.71	1.00	233,325.71	1.00	233,325.71	0.23

（注）投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ Ｓ．Ｉ．Ｃ．Ａ．Ｖ． - ゴールドマン・サックス ＣｏＣｏｓ & キャピタル証券ポートフォリオ）

< 債券および優先証券 >

（平成29年４月末日現在）

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率 （％）	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 （％）
							単価	合計	単価	合計	
１	BANK OF AMERICA CORP	社債	アメリカ合衆国	2027/11/25	4.183	21,000	100.05	2,100,946	100.86	2,118,047	2.14
２	DIRECT LINE INSURANCE GR	社債	イギリス	2042/ 4 /27	9.250	11,000	209.19	2,301,132	163.25	1,795,727	1.81
３	CREDIT SUISSE GROUP AG	社債	スイス	2049/12/29	6.250	17,000	97.42	1,656,213	104.00	1,768,000	1.78
４	JPMORGAN CHASE & CO	社債	アメリカ合衆国	2027/10/ 1	4.250	16,000	101.72	1,627,599	103.53	1,656,514	1.67
５	UBS GROUP AG	社債	スイス	2049/12/29	7.000	14,500	104.78	1,519,277	109.88	1,593,325	1.61
６	LLOYDS BANKING GROUP PLC	社債	イギリス	2049/12/29	7.000	11,500	164.75	1,894,589	135.24	1,555,226	1.57
７	UBS GROUP AG	社債	スイス	2049/12/29	6.875	14,000	99.84	1,397,740	105.82	1,481,431	1.50
８	WELLS FARGO & COMPANY	社債	アメリカ合衆国	2027/ 7 /22	4.300	13,500	102.48	1,383,413	104.95	1,416,845	1.43
９	INTESA SANPAOLO SPA	社債	イタリア	2024/ 6 /26	5.017	14,500	99.68	1,445,396	95.25	1,381,125	1.39
10	JPMORGAN CHASE & CO	社債	アメリカ合衆国	2026/ 6 /15	3.200	14,000	102.03	1,428,396	98.12	1,373,630	1.39
11	NYKREDIT REALKREDIT AS	社債	デンマーク	2027/11/17	2.750	12,000	113.33	1,359,904	114.35	1,372,256	1.39
12	BNP PARIBAS	社債	フランス	2049/12/29	7.625	12,500	102.93	1,286,662	109.00	1,362,500	1.38
13	BARCLAYS BANK PLC	社債	イギリス	2022/ 3 /30	6.625	10,000	131.25	1,312,462	135.97	1,359,655	1.37

順位	銘柄名	種類	発行地	償還日	利率 (%)	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
							単価	合計	単価	合計	
14	MORGAN STANLEY	優先証券	アメリカ合衆国	-	6.375	48,349	25.00	1,208,725	27.79	1,343,619	1.36
15	ABN AMRO BANK NV	社債	オランダ	2025/ 7 /28	4.750	12,000	100.01	1,200,064	104.81	1,257,721	1.27
16	SOCIETE GENERALE	社債	フランス	2049/12/29	7.375	11,000	98.74	1,086,181	105.50	1,160,500	1.17
17	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	社債	アメリカ合衆国	2043/ 6 /15	5.625	10,500	107.31	1,126,777	108.84	1,142,794	1.15
18	ING GROEP NV	社債	オランダ	2049/12/29	6.875	10,500	100.00	1,050,000	104.43	1,096,557	1.11
19	CITIGROUP INC	社債	アメリカ合衆国	2026/ 5 / 1	3.400	11,000	102.18	1,124,034	98.27	1,080,927	1.09
20	BARCLAYS PLC	社債	イギリス	2049/12/29	7.875	10,000	102.60	1,026,024	107.23	1,072,325	1.08
21	CREDIT AGRICOLE SA	社債	フランス	2049/12/29	7.875	10,000	97.59	975,944	106.50	1,065,000	1.08
22	GMAC CAPITAL TRUST I	優先証券	アメリカ合衆国	-	6.824	40,114	27.30	1,095,112	25.50	1,022,907	1.03
23	WELLS FARGO & COMPANY	社債	アメリカ合衆国	2045/11/17	4.900	9,250	106.03	980,797	104.84	969,768	0.98
24	COOPERATIEVE RABOBANK UA	社債	オランダ	2049/12/29	6.625	8,000	114.04	912,339	120.94	967,511	0.98
25	ROYAL BK SCOTLND GRP PLC	社債	イギリス	2049/12/29	8.625	9,000	103.98	935,832	107.50	967,500	0.98
26	RL FINANCE BONDS	社債	イギリス	2043/11/30	6.125	6,500	174.80	1,136,169	142.25	924,602	0.93
27	BANCO BILBAO VIZCAYA ARG	社債	スペイン	2049/12/29	7.000	8,000	105.90	847,174	112.67	901,350	0.91
28	COOPERATIEVE RABOBANK UA	社債	オランダ	2026/ 7 /21	3.750	9,000	99.58	896,232	99.23	893,057	0.90
29	HSBC BANK PLC	社債	イギリス	2023/ 7 / 7	6.500	5,500	155.20	853,600	160.70	883,876	0.89

（注）投資比率とは、マスター・ファンドの純資産額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

< 投資信託 >

（平成29年４月末日現在）

順位	銘柄名	発行地	数量	簿価（米ドル）		時価（米ドル）		投資比率 (%)
				単価	合計	単価	合計	
1	Goldman Sachs Funds, plc - Goldman Sachs US\$ LIQUID RESERVES FUND	アイルランド	3,863,872	1.00	3,863,872.45	1.00	3,863,872.45	3.90

投資不動産物件

該当事項なし。（平成29年４月末日現在）

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ Ｓ．Ｉ．Ｃ．Ａ．Ｖ． - ゴールドマン・サックス ＣｏＣｏｓ & キャピタル証券ポートフォリオ）

該当事項なし。（平成29年４月末日現在）

その他投資資産の主要なもの

該当事項なし。（平成29年４月末日現在）

（参考情報）

マスター・ファンド（ゴールドマン・サックス・ファンズ Ｓ．Ｉ．Ｃ．Ａ．Ｖ． - ゴールドマン・サックス ＣｏＣｏｓ & キャピタル証券ポートフォリオ）

該当事項なし。（平成29年４月末日現在）

[次へ](#)

第２ 管理及び運営

１ 申込（販売）手続等

（１）海外における販売

マネー・ロンダリング防止手続および顧客情報確認手続

<訂正前>

（前略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2016年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ ）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2015年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代行者は、適用法に基づく規制当局もしくは政府当局または代行機関（例えば金融庁法（2016年改訂）に基づくＣＩＭＡ（ＣＩＭＡ自らまたは公認の海外規制当局のために）、または税務情報庁法（2016年改訂）もしくは預金所得情報報告（ＥＵ）法（2014年改訂）および関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局）からの情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、ファンド、受託会社または代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

<訂正後>

（前略）

ケイマン諸島の居住者は、他の者が犯罪行為に従事していること、またはテロ行為もしくはテロリストの資産に関与していることを知りもしくはそのような疑惑を抱き、または、知りもしくは疑惑を抱く合理的な理由がある場合であって、かかる認識または疑惑に関する情報を規制されたセクターにおける業務もしくはその他の取引、専門業務、事業もしくは雇用の遂行過程において得た場合、当該者は、かかる認識または疑惑を、（ ）犯罪行為もしくはマネー・ロンダリングに関するものである場合には、ケイマン諸島の犯罪収益に関する法律（2017年改正）に基づいてケイマン諸島の財務報告当局に対して、または、（ ）テロ行為、もしくはテロリストの資金提供もしくは資産に関するものである場合には、ケイマン諸島テロリズム法（2017年改正）に基づいて巡査以上の階級の警察官または財務報告当局に対して、通報する義務を負う。かかる通報は、法律等で課せられた情報の秘匿または開示制限の違反とはみなされない。

受託会社またはケイマン諸島に所在する代行者は、適用法に基づく規制当局もしくは政府当局または代行機関（例えば金融庁法（2016年改訂）に基づくＣＩＭＡ（ＣＩＭＡ自らまたは公認の海外規制当局のために）、または税務情報庁法（2017年改訂）もしくは預金所得情報報告（ＥＵ）法（2014年改訂）および関連する規則、合意、取決めおよび覚書に基づく税務情報当局）からの情報請求に従い、情報の提供を強制されることがある。かかる法律に基づく秘密情報の開示は、秘密保持義務の違反とはみなされないものとし、一定の場合には、ファンド、受託会社または代行者は、請求があった旨を開示することを禁止される場合がある。

[次へ](#)

第三部 特別情報

第２ その他の関係法人の概況

１ 名称、資本金の額及び事業の内容

<訂正前>

（前略）

(6) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（Goldman Sachs (Singapore) Pte.）
（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

(イ) 資本金の額

平成26年12月末日現在、8,742万米ドル（約99億4,927万円）

(ロ) 事業の内容

ゴールドマン・サックス・アンド・カンパニーの子会社であるG Sシンガポールは、シンガポールにおいて、投資銀行業務、トレーディングおよび自己勘定投資ならびに証券関連サービスを営んでおり、その資産運用部門は内外の有価証券等に係る投資顧問業務、その他付帯関連する一切の業務を営んでいる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

(6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド
（Goldman Sachs Asset Management (Singapore) Pte.Ltd.）（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

(イ) 資本金の額

平成28年12月末日現在、9 百万米ドル（約10億161万円）

（注）米ドルの円貨換算は、平成29年4月28日現在の株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝111.29円）による。

(ロ) 事業の内容

G S A Mシンガポールは、シンガポールにおいて、内外の有価証券等に係る資産運用およびその他付帯関連する一切の業務を営んでいる。

（後略）

２ 関係業務の概要

<訂正前>

（前略）

(6) ゴールドマン・サックス（シンガポール）ピーティーイー（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

（後略）

<訂正後>

（前略）

(6) ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント（シンガポール）ピーティーイー・リミテッド
（「副投資顧問会社（G S A Mシンガポール）」）

（後略）

３ 資本関係

<訂正前>

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の100%子会社である。

(後略)

< 訂正後 >

MUFGルクスマネジメントカンパニーS.A.は、三菱UFJ信託銀行の100%子会社である。

(後略)

ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.

取締役会各位

ルクセンブルグ L - 1150、アーロン通り 287 - 289番

承認された監査人の報告書

財務書類に関する報告

取締役会において任命された後、我々は、2016年12月31日現在の貸借対照表、同日に終了した年度の損益計算書、重要な会計方針の要約およびその他の説明情報から構成されるルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の財務書類について監査を行った。

財務書類に対する取締役会の責任

取締役会は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して本財務書類を作成することおよび公正に表示すること、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成に必要であると取締役会が判断する内部統制について責任を負う。

承認された監査人の責任

我々の責任は、我々の監査に基づいて、当該財務書類に対する意見を表明することである。我々は、ルクセンブルグの金融セクター監視委員会によって適用された国際監査基準に準拠して監査を実施した。当該基準は、関連する倫理規定を遵守することならびに財務書類に重大な虚偽記載がないことの合理的な確信を得られるように我々が監査を計画し実施することを要求している。

監査は、財務書類中の金額および開示事項を支える監査証拠を入手するための手続の実施を含んでいる。当該手続は、不正または誤謬による財務書類における重要な虚偽記載のリスク評価を含む承認された監査人の判断によって選定される。承認された監査人は、当該リスク評価を行うに当たって、財務書類の作成および公正な表示に関連するファンドの内部統制について検討する。これは、状況に適した監査手続を策定するためであって、ファンドの内部統制の有効性に意見を表明することを目的とするものではない。監査はまた、取締役会により採用された会計方針の適正性および会計見積りの合理性の評価とともに、財務書類の全体的な表示に関する評価も含んでいる。

我々は、我々が入手した監査証拠は、我々の監査意見の基礎を提供するに十分かつ適切であると確信している。

意見

我々の意見では、本財務書類は、財務書類の作成に関するルクセンブルグにおける法律および規制の要件に準拠して、ルクセンブルク三菱UFJインベスターサービス銀行S.A.の2016年12月31日現在の財務状態ならびに同日に終了した年度の営業成績について真実かつ公正な概観を与えているものと認める。

その他の情報

取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、経営者報告書に含まれる情報により構成されるが、かかる情報には本年次財務書類およびそれに対する我々の公認の監査人の報告書は含まれない。

本年次財務書類に関する我々の意見は、その他の情報を対象としていないため、我々は当該その他の情報に対していかなる形式においても保証の結論を表明しない。

我々の本年次財務書類の監査に関連し、我々の責任は、その他の情報を読み、その過程で、当該その他の情報が本年次財務書類または我々が監査を行う上で入手した知識と著しく矛盾しているため重要な虚偽記載であると疑われるようなものがないかを検討することである。実施した手続に基づき、当該その他の情報に重要な虚偽の記載があるとの結論に至った場合、我々はかかる事実を報告しなければならない。かかる点において、我々が報告すべきことはない。

その他の法律および規制の要件に関する報告

経営者報告書は、本財務書類と一致しており、適用ある法律要件に従って作成されている。

デロイト・オーディット、公認の監査法人

〔署名〕

ラファエル・シャルリエ、公認の監査人
パートナー

2017年３月14日

[次へ](#)

To the Board of Directors of
MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A.
287-289, Route d'Arlon
L-1150 Luxembourg

REPORT OF THE REVISEUR D'ENTREPRISES AGREE

Report on the annual accounts

Following our appointment by the Board of Directors, we have audited the accompanying annual accounts of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A., which comprise the Balance Sheet as at December 31, 2016 and the Profit and Loss Account for the year then ended, and a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Responsibility of the Board of Directors for the annual accounts

The Board of Directors is responsible for the preparation and fair presentation of these annual accounts in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts, and for such internal control as the Board of Directors determines is necessary to enable the preparation of annual accounts that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Responsibility of the réviseur d'entreprises agréé

Our responsibility is to express an opinion on these annual accounts based on our audit. We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing as adopted for Luxembourg by the Commission de Surveillance du Secteur Financier. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance whether the annual accounts are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the annual accounts. The procedures selected depend on the réviseur d'entreprises agréé's judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the annual accounts, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the réviseur d'entreprises agréé considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the annual accounts in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by the Board of Directors, as well as evaluating the overall presentation of the annual accounts.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the annual accounts give a true and fair view of the financial position of MITSUBISHI UFJ INVESTOR SERVICES & BANKING (LUXEMBOURG) S.A. as of December 31, 2016, and of the results of its operations for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation of the annual accounts.

Other information

The Board of Directors is responsible for the other information. The other information comprises the information included in the management report but does not include the annual accounts and our report of réviseur d'entreprises agréé thereon.

Our opinion on the annual accounts does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the annual accounts, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the annual accounts or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report this fact. We have nothing to report in this regard.

Report on other legal and regulatory requirements

The management report is consistent with the annual accounts and has been prepared in accordance with the applicable legal requirements.

For Deloitte Audit, Cabinet de révision agréé

Raphaël Charlier, Réviseur d'entreprises agréé
Partner

March 14, 2017

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。